

残念ながら、去る二月二十一日にお亡くなりになりましたが、井上孝先生が、この百周年記念シンポジウムでキーノートアドレスをされておられます。基調講演をされておられます。

ここで先生がおっしゃったのは、次のようなことでした。

明治十二年以降、百周年を経て、結局家屋が末の末であった、つまり、住宅が末の末であったということを書くのであると。よほどの決心がなければ、東京市改正条例公布二百周年、つまり二百周年を記念するシンポジウムにも同じ嘆きを繰り返さざるを得ないのではないかということを書く強くお嘆きになっておられたのを今のように思い出してあります。井上孝先生は、ちょうどラベルの作曲したボレロのように、このフレーズ、道路、橋梁、河川はもとより、水道、家屋、下水は未なり、家屋は末の未なりということは何回も何回も反復して、同じことだけれども、胸にとめておかなければならないということをおっしゃってられました。

今 私たちは、そういうふうにと町がつくられてきたということを必ず胸にとどめておかなければならないというふうに思います。それが我が国の、この時代を生きている私たちの責務であるというふうに思います。

二十世紀は、恐らく百年後、二百年後、いや三百年後の日本の将来から見ても、最も経済的に豊かであったと言われる世紀であろうというふうに言われております。その世紀に残したものが、この程度のインフラであり、この程度の町であり、この程度の国であるということについては、私たちは悔い改め、そして何とかしなければならぬというふうに思います。

今、政治に対する不平不満、国民的な白けが問題になっております。それは洞察力の欠如、ビジョンの欠如、リーダーシップの欠如というのが原因ではないかというふうに言われております。

ちよつと導人が長くなりましたが、大臣、我が

国におけるこれまでの住宅の整備に対するそういった文脈においての歴史認識及び今後のビジョンということで、我が国のトップリーダーであられまします大臣として、お披露をいただきたいというふうに思います。

○農務大臣 おはようございます

皆さん方の御熱心な審議に心から敬意を表しながら、きょうもこうして日本の住宅の基本的な政策のあり方々々を今福井先生からお話をいただきましたけれども、福井先生はもともと旧建設省の御出身で、このことに対しては御造詣が深い、私よりもむしろ詳しくいらっしゃると思っております。

今責任者としてこうして立つておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思いますことは、今までの歴史は、今福井先生がおっしゃいましたような経過は持つておりますけれども、私は、二十一世紀が幕あけをしたその時点で、我々の住宅政策等々は、二十一世紀は二十世紀と違つてどうあるべきかということは、私たち、きょう皆さん方と

も、こうして先生方と先日來御審議いただいてお
りますときに、明るい二十一世紀の希望というも
のを持って、しかも欧米先進国並みの広さだけを
求めるものではない、品質の確保、あるいは新た
に超スピードで、世界に例のないスピードで高齢
社会を迎える日本の住宅に対する対応策というも
のにどう対応していくのか、そういう基本的なこ
とが、私どもに課せられた、今大きな転換期、ま
た政策を立案するときの大事な要点であろうと私
は思っております。そういう意味では、今福井先
生がおっしゃいました過去の歴史はともかくとい
て、私は、今新たに、二十一世紀型の住宅のあり
方というものの対しては、できる限りの対応をし
ていこうと。

しかも、私たちは、広さ中心だけではないと今
申しましたけれども、少なくとも一戸当たりの住
宅の規模は、九八年でございますけれども、先生
御存じのとおり、全国の平均値は九十二平米と、
欧米にちようにど肩を並べられるところまで来た

平均では、応レベルとしてはそこまで来たなと思います。これは個々の差がございますから、思いますけれども、一般の皆さん方、特に大都市においてはまだそういう感じをお持ちじゃないというの、日本の地形上やむを得ない。

また、集中している大都市においては、狭いけれども職場の近くに住みたいというお気持ちには、私はわからないではございません。少しでも通勤時間を少なくすれば家族と触れ合える、子供と触れ合えるということで、それは皆さん方が、選択の余地としてはいろいろ御事情があるうと思えますけれども、一応は平均値としてはそこまできたというのが今の現状であろうと思います。

けれども、今、広さがやつとここまできたからいいかというのではなくて、先ほど私が申しましたような、高齢者への対応、少子化への対応というところで、第八期の住宅建設五カ年計画におきましては、広さのみならず、御存じのとおり、バリアフリー化を目標に挙げました。そのバリアフリー化も、目標とするだけではなくて、目標値も決めました。二〇一五年までに少なくとも四割をバリアフリー化しようという目標値も明示いたしましたので、これは確実に実行してまいりたいと思ひます。

またあわせて、福祉との連携を推進するという面におきましては、高齢者の賃貸住宅に関しましては、少なくとも五年間で十一万戸の優良な賃貸住宅を高齢者向けに建設しようということも、きちんと数値を出して目標を立てました。あるいは福祉の面でも、二十一世紀型の住宅というものへの促進に我々は努力していきたいと思っていますので、そういう姿であるということを御報告申し上げます。

○福井委員 ありがとうございます。

次なる質問の部分のお答えもいただいたような気がします。高齢者の居住ニーズについて御質問させていただきたいというふうに思います。

おととい大臣の方から 大臣は三世帯住宅にお
住まいだということ、大変すばらしいと思いま
す。

関東大震災の後、同潤会アパートというのを建てまして、ちょうど表参道にもありますけれども、その同潤会アパートは、同じ間取りをずっとつくったのではなくて、一人用、二人用、そしてつくったのではなくて、しかもコクニシという御老人用、四人家族用ということで、しかもミニニティースペースもある、そのミックスしたアパートで関東大震災で被害に遭われた方を収容させていたんだという歴史もあるわけです。

それから、日本語の手話で、幸せというの
長いあひびげをこうやってんですが、その語源
は、中国の古老があごをゆつくりなでまして、全
は満足じゃ、余は幸せだというふうに思ってい
らっしゃるという姿が語源だそうでございます。

その中国の古老の目の前には大家族がいっぱいしゃべって、その町の人々、その国の人々全体が、時々はけんかしながらも幸せに暮らしているといふのを見て初めて幸せだと思ふことが日本語の世話の幸せという語源だといふ、私たちアジアの住まい方、生きざまの原点を考えて、その原点に立った上で、今般のこの日本、高齢者の居住ニーズについてどのようにお考えかということについて御質問させていただければというふうに思ひます。

○**副國務大臣** 今、席仕のニーズはどうあるべきか、またそれをどのように受け入れるかということですが、今福井先生から私も初めてこの幸せというのを聞きましたので、これからはこういうふうにできるような社会をつくっていききたいと思っております。

先ほども私申しましたように、急速に高齡化が進んでおりますので、少なくともバリアフリー化、あるいは今先生に言っていただきましたような同居、それから子供の近くに住むという近居、そういう意味での多様な住まい方への対応というものをしていかなければならない。また、福祉の面と連携しながら、昨日もお答えしたのですけれど

ども、厚生労働大臣等々とも福祉を加味した住宅というものをつくっていかねばならない。また、そうすることが、よりお年寄りが長生きしていただけて、希望を持って、しかも安心して住んでいただけることに大きく寄与するものと私は認識しております。

このためには、これまでも、御存じのとおり、住宅金融公庫の融資の活用あるいは公共賃貸住宅の供給等々、できることはニーズへの対応をしてまいりましたけれども、今般は、これに加えて、住宅の取得資金の贈与に関する特例に関して、また建てかえや増改築を適用対象に加える等、二世帯の住宅の整備の促進にも資するという

ことで、これは私、昨年の、当時の建設大臣就任以来から申し上げてきたことでございますけれども、今般、大方の皆さんの、各党の税調等々の御相談をいただきまして、こういうことを法案として出せるということに至ったことに対しては、私は本当に喜んでおります。これが二十一世紀型であらうと思っております。

高齢社会で、年をとるだけではない、豊かに、そして安心をして暮らしていただけるという原点のために、そして今の経済状況を喚起する。六十五歳以上の人たちが一番預貯金を持っている。けれども、一緒に住むということで、二世帯同居ということ、その資金を建て増しにもあるいは新築にも使ったわけだけれども、増改築にも使えないところがある。今般の二十一世紀型のこの制度であることはぜひ御理解賜って、皆さんにお喜びいただきたい、皆さん方のニーズにこたえられるようなものであることをぜひ御認識賜りたいと思います。

バリアフリー化等々は先ほど既に申しましたので省きますけれども、そういう意味での新しい二十一世紀型の住宅の促進のための後押しができる、また底上げができるということで、私たちは努力してまいりたいと思っております。

○福井委員 ありがとうございます。

元建設省職員として申し上げるならば、私たちは現場主義でございまして、極端に言うとう、現場で起こっていることだけが真実という態度でやってきたつもりでございまして。今大臣が率いらつしやる建設省の職員も、そして県庁、市役所の土木建築関係の職員も、住宅金融公庫を初め公団公庫の皆さん方も、本当に毎日一生懸命、こつとやうて国会質問があるとか徹夜して答弁をつくらせていただけて頑張ってきておられますので、役所はいかぬとか、もちろんお役所仕事は改めなければなりませんけれども、いわれない批判に対しての対処をぜひよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、高齢者の安心と景気浮揚という二つの観点から、中心市街地の活性化ということで御質問させていただきたいというふうに思います。

大切な場になっているのは、地方都市の中心市街地、東京でも大阪でも名古屋でも、商店街が日本の辞書から消えて、閉店街とかシャッター通りとかいう言葉が辞書に載るような、そんな時代になってきております。まさに危機的な状態であるというところで、アメリカでも一九八〇年代の後半からD・I・Dと呼ばれるもの、そしてイギリスでタウン・センター・マネジメントと言われるものを、すぐ日本が輸入して、地方都市中心市街地の再活性化ということで自民党の政調でもやらせていただきましたが、何となく昨今、国民的な運動にしようというふうな意気込みが薄れてきているような印象を受けますけれども、そこら辺のところ、現状と課題、そして今後の取り組みということで都市地域整備局長様からお披露をいただきましたというふうに思います。

○板倉政府参考人 中心市街地の活性化についてのお尋ねでございます。

私ども、この問題につきましては、都市政策上大変重要な課題と認識しているわけでございまして、平成十年七月に施行されましたいわゆる中心市街地活性化法に基づきまして、これまでのところ三百六十五市町村から三百七十二の基本計画が

提出されたところでございます。

国におきましては、これらの市町村の取り組みに対しまして重点的な支援を行うため、関係八府省庁から成る中心市街地活性化府省庁連絡協議会を設置いたしまして、関係府省庁の緊密な連携を図っているところでございます。

また、関係府省庁共同の市町村に対する統一的な窓口としたしまして中心市街地活性化推進室を設置いたしまして、これまでに約七千件近い相談、照会を受け付けておりますが、そのほか、ホームページの開設あるいは関係府省庁統一パンフレットの配布等に努めてきたところでございます。

国土交通省におきましては、基本計画に基づきまして、区画整理、再開発等の面整備あるいはまちづくり総合支援事業、それから道路、公園等の都市基盤施設の整備等に重点的に取り組んでいるところでございます。

こういったハードの取り組みに加えて、やはりこれからは商業、業務、文化、交流等のさまざまな都市活動の活性化を図るソフト施策を一体的に推進することが重要と考えておりますが、先生活より御案内のとおり、特に中心市街地に人の住まいが非常に減っておりますので、こうした一たん郊外部に散らばった居住機能を中心市街地に呼び込むということに加えて、デイクアセンターなどの福祉施設あるいは図書館などの公益施設といった人の集まる施設をこの中心市街地に呼び込む施策が極めて重要と認識している次第でございます。

いずれにしても、関係府省庁と連携いたしまして、地域の特性を踏まえ、地域の創意工夫を生かした中心市街地の活性化の推進に努めてまいりますが、私どもこれからの三年足らずの経験からいたしまして、商店街と市町村が一体となった熱心な取り組みが成果を上げているということでございますので、そういった点に着目しまして、国もそうした取り組みに重点的に支援を行ってまいりたいと考えております。

○福井委員 ありがとうございます。ぜひ、なお一層よろしくお願い申し上げます。

次に、同じような文脈で、木造、木造密集市街地、木造賃貸住宅などが密集しております、四メーター道路もない、二項道路だけの市街地の整備について、現状とこれまでの取り組みの実績、そして今後の展望をお伺いしたいというふうに思います。

まさに、木造密集市街地は二十世紀の負の遺産とでも呼ばれるものでございまして、大臣よく御存じの神戸の木造密集市街地が壊れて、自分の家の下敷きになって御老人がお亡くなりになった。しかも、多分、即死ではなくて何時間か息があったという非常に気の毒な、御老人ですから、二階に上がれないから一階で亡くなったというような、そういう市街地が神戸にもあったわけだけれども、木造密集市街地の解消に向けてどのような取り組みをなさっているか、住宅局長から教えてくださいたいと思います。

○三沢政府参考人 木造密集市街地の解消については御質問でございしますが、これにつきましては、従来からいろいろな再開発事業等の事業手法を活用いたしまして、いろいろ整備改善を推進しているところでございまして、現状で申しますと、我が国には防災上危険な密集市街地が、全国で約二万五千ヘクタールという推計がございしますが、かなり広範に存在しているというのが現状でございます。

このため、従来から、いろいろな事業を活用するということで、例えばそういう事業予算についても大幅に増額し、いわゆるそういう事業地区についてかなりふやしてきているというのが現状でございます。それから、融資でも、そういうことに対応できるよう、金融公庫の都市居住再生融資制度と呼んでおりますが、そういう制度を創設する。あるいは、平成九年度に密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律を制定いただきました。これに基づいて防災再開発促進地

区を都道府県が定めるということになっておりますけれども、現在まで百六地区の指定が進んでいる、こういう現状でございます。

これは、先生御承知のとおり、やはり公共団体における重点的、計画的な取り組みというのが非常に大事でございまして、今回新たにスタートいたします第八期の住宅建設五カ年計画の中でも、そういう公共団体の取り組みを支援するという観点から、「緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準」というのを一つの目安としてお示しいたしまして、これに基づきましてそれぞれの公共団体のいろいろな取り組みを支援していこうということ、さらにいろいろな事業制度、融資制度も活用しながら積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○福井委員 ありがとうございます。

次に、不動産の流動化という観点から御質問させていただきますというふうに思います。

有楽町に西武と阪急のデパートがございますが、有楽町マリオンと言われている敷地、これを実は土地区画整理事業で敷地整備したということがございます。これをプロトタイプといたしまして、敷地整序型土地区画整理事業、道路も公園も下水道もつくらないけれども、その敷地を整備する、いわば不良債権をきれいにして、買い残ったというか、自分は動くのは嫌だとおっしゃっている方を少しまとめて、ビルでもアパートでも建てられるような、そういう敷地整備をすることを行政の目的にした土地区画整理事業ができておりますけれども、これまでの実績、そして今後の展望をお伺いしたいというふうに思います。

つまり、この東京、建設業界を中心として、恐らくいろいろな会社を持つていらっしゃる不良債権がまだまだ残っているという観点で、この事業をもっと伸ばさなければならぬのではないかとこの観点から御質問させていただきたいというふうに思います。同じく都市・地域整備局長から、よろしく願います。

○板倉政府参考人 制度をおつくりになった先生からの御質問でございますので、いささか気が引けるわけでございますが。

先生御案内のとおり、従来の区画整理は、どちらかというと新市街地を想定したものであったわけでございますが、これからは、先生がおっしゃるとおり、重点が既成市街地にシフトしていく。そういった観点から、敷地整序型土地区画整理事業は、既成市街地に散在した地上げされたような低未利用地あるいは不整形地を、区画整理の換地手法を活用しまして、集約、入れかえることにによりまして敷地を整理し、そして土地の有効・高度利用を図るということを目的としまして、ちょうど先生が建設省に御在職の平成九年に、技術的基準の弾力化を図るということによりまして創設された事業と伺っております。

これまでの実績といたしましては、東京都港区を中心に、芝三丁目東地区、それから新宿・富久町ほか約十地区において実施されてきたところでございます。

本事業は、民間による都市開発投資の拡大、誘導を図る上でも極めて有効な手法であると私どもは認識しております。今後、事業推進のための指針を、推進マニュアルといったものでございまして、四月中にも策定することとしておりますが、現在準備中でございますが、これからは、地方公共団体及び民間事業者に対して、既成市街地の都市再生を図る手法、さらに民間事業者とタイアップして進める手法として大いに推奨したいと考えております。

○福井委員 ありがとうございます。

できた当時から、まだ多分残っていると思いますが、二つの離れた区域同士の換地という意味では、まだ課題としては残されていると思いますので、ぜひそういう点も今後御検討いただきたいというふうに思います。

そして、もう一つ、不動産の流動化という意味で、不動産の証券化、これは全く新しい分野をつ

くり出すということで、随分御議論いただいて、もう既にできております。何社かそういう会社も立ち上げて事業が動いていると思いますが、総合政策局長様からその取り組み状況をお伺いしたいというふうに思います。

○風岡政府参考人 不動産の証券化につきまして、さきの与党二党の緊急経済対策にも土地の流動化の大きな柱として取り上げられたところでございます。

先生御案内のとおり、この証券化を進めるといふことは、個人金融資産を不動産市場に振り向けるといふことで、ある意味では強力な需要の喚起ということにつながっておりますし、また、民間資金を使つて優良な都市ストックを形成できる、経済対策としても非常に意味があるというふうに考えております。

既に、制度としましては、昨年の十二月の時点でいろいろな制度がほぼ出そろいました。現在、御指摘いただきましたような形で、不動産ファンドを運用する二社が既に運用会社としての認可を受けておりますし、不動産ファンドの立ち上げに向けての準備が着々と進んできております。そのほか、数社も認可を受けるような準備をしているというふうに聞いております。

私どもとしましては、こういったものを進めていくための環境整備ということが非常に重要でありまして、この一つは、不動産の流動化のための規制措置ということであります。既に、登録免許税、不動産取得税につきましても軽減措置ということで、十三年度の税制改正法案を御審議いただいているところであります。これを活用すること。また、流動化を図っていくためには、流通を図っていくためには上場するということが非常に重要でございますので、そういったものを進めていくことも必要であります。

さらに、こういったものを普及するためには、いろいろな投資家の相談に乗るような不動産投資顧問業というものを育成することが必要でありますし、また、投資家にとつても事業者にとつても

も、どういう形で投資をできるのかという客観的な指標としての不動産インデックスの整備というようなものも必要だ。そんなことにつきまして、私どもの立場としても積極的に取り組んでいきたい、このように考えております。

○福井委員 ありがとうございます。

ちょっと時間も迫つてまいりましたので、意見理事にお伺いしたいと思います。

事象としては日本全体のレベルからすると小さいかもしれませんが、非常に問題が構造的で、しかも不動産流動化について、不動産の流動が滞るといふこの構造的な経済状況において、どうも役所的な仕事、あるいは役所が足を引っ張っているのではないかとと思われる事象がございましたので、あえてお伺いしたいというふうに思います。

不孝なことに返済が滞るような事態をお迎えになつたローンを借りた方、返済の滞つていらつしやる債務者が担保物件を任意に売却する場合に、もちろん公庫が一番わけでございますけれども、後順位の抵当権者が抵当権の抹消に応じないケースがふえているとお伺いしております。年間千件内外かもしれません。

一件当たりの金額は数百万から数千円という程度かもしませんが、あえて、公庫もオーケー、そして三位、四位、五位、六位のプライベートバンクの方もオーケーなのに、もちろん年金が非常に苦しいことはよくわかっておりますけれども、年金福祉事業団の關係の方だけが抹消に応じないという事象があるということは、今般のこの不動産流動化が必要であるという景気浮揚の、政府全体で頑張っているというときにいかかと思ひますので、あえて厚生労働省の方にはお伺いしますが、公庫の意見理事から状況をお伺いしたいというふうに思います。

○意見政府参考人 公庫では、債務者から残債務の弁済のために担保物件を任意売却したいという申し出がありました場合には、競売処分するよりも有利な金額で売却できる、あるいは債務者の生

活再建にとつても役立つと考えられる場合には、
抵当権の抹消に弾力的に應じているところをご
います。

任意売却は、本来、債務者自身が発意し権利者
との調整を行うべきものでありますが、実際の事
務処理におきましては、債務者から公庫に対し、
公庫以外の抵当権者との調整の依頼がなされるこ
ともあります。そういう場合には、公庫から他の
抵当権者への状況説明などを行うことがござい
ます。

しかしながら、任意売却におきます抵当権の抹
消は、法的な強制力がないため、公庫以外の抵当
権者の同意を求めることにつきましては、おのず
と限界があるということも御理解いただきたいと
存じます。

○榊井委員 ありがとうございます。

持ち時間が終了いたしましたけれども、大臣
に、最後に、住宅金融公庫は、長期、固定、低利
の安定的な資金供給、国民的なニーズにこたえて
いて、頑張っているということでございまして、
で、今後とも、公庫のことも含めて、国土交通省
のお引き立てをよろしくお願い申し上げます。
質問を終わらせていただきますというふうに思
います。ありがとうございます。

○赤松委員長 次に、榊井伸二君。

○榊井委員 先日より、私も、一人ほど質疑
をさせていただいておりますので、その前回の質
問の足らざるをさらにお聞かせをいただき
たいなど、いろいろ含めまして、通告してお
ります質問の順序が若干前後いたしますがわかりま
せんが、よろしくお願いを申し上げます。

まずお聞きしたいのですが、この住宅金融公庫
の問題につきましては、公が乗り出していく、こ
ういふ部分の問題であります。少し学者的な話に
なつて恐縮ではありますが、公が乗り出していく
場合には、市場の失敗というものがあから公が
乗り出していくんだ、これが大体一般的な考え方
であります。その反面、市場の失敗ということ
は常に言われるのですが、政府の失敗ということ

についてはほとんど余り議論はされていないとい
うふうに思っております。

このあたりのことにつきまして、まず政府の認
識をお聞かせいただきたいと思ひます。

○副国務大臣 今榊井先生が冒頭におっしゃいま
したように、市場の失敗と政府の失敗、これは申
し上げるまでもなく、政府の失敗、市場の失敗と
いう前に、少なくとも市場の原理というものが私
は原則としてあると思ひます。

先生御認識のとおり、市場の原理というもの
は、供給者が自由な競争により、あるいは需要者
が消費者主権によりまして、自由な価格の設定が
行われる、そういう市場を通じて資源配分が実現
されるといふ市場原理としての基本がまずあつ
て、そこから初めて今先生がおっしゃいましたよ
うな市場原理の失敗とか、あるいは政府の対応の
失敗等々が議論されることであらうと思ひます
けれども、今、市場原理に關しましては先生がお
話してございましたから、重ねて申し上げること
もございません。

しかしながら、市場原理に任せるだけでは望ま
しい資源配分が行われない、そういうことから、
今先生がおっしゃったいわゆる市場原理の失敗が
発生する。そういうことがあつたために、政府に
は、市場の失敗に対応したセーフティネットの
整備、あるいは市場が機能を発揮する環境整備、
そしてまたルールづくり、あるいはインフラ整備
など、そういうものが私は期待されているんだと
思ひます。まず市場原理の失敗というものがあ
つて初めて政府が、もう今先生がおっしゃったと
りでございますので、私はそういうふうにおも
ひましたと思ひます。また、そういうしなけれ
ば、私は、市場原理と政府原理、基本原理とい
うものからの建前からしてもそうあるべきであら
うといふことは、先生がおっしゃるとおりであら
うと思ひます。

私たちはこれらの基本原理を踏まえまして、住
宅の政策に当たっては、今までいろいろなことを
してまいりましたけれども、基本的には住宅とい

うものは私的財産でございます。ですから、私的
財産であることから、市場原理を活用して、市場
を通じた住宅整備が基本というのは、これは先生
が先ほどおっしゃった市場原理というものの基本
でございますので、私は、住宅の弱者等に対して
は、先ほど申しましたセーフティネットとして
、公営住宅の供給や、民間では供給されない、
要するに長期、そして固定、そして低利の住宅の
金融公庫の融資など、市場を補完する、あるいは
誘導するという意味で公庫の政策というものが実
施されてきた、そう思ひます。

住宅の性能評価等々に關しましてはまた御質問
があると思ひますけれども、市場原理というこ
とに對しては、そういう考え方で政府はやってき
たということだけは申し上げておきたいと思ひま
す。

○榊井委員 基本的な考え方いたしましたしては、
私は今大臣がおっしゃったとおりだと思ひます。

問題は、そういう考え方でずつといくときに、政
府は最初はよかれと思ひて乗り出す、最初は民間
がまだ育っていないから、このまま市場原理に任
せておけば、これはどうもうまくいかぬ、だから
足らざるを政府が補つていきましよう。だか
ら、それは子供の成長と一緒でありまして、
子どもが育つていく、そうすると、いつま
でたつても親が手とり足とりしてあります、子
供もろくなものには育たぬ、こういうこともあり
ます。

そういう過程の中で、ずつと最初のあり方を統
けてきたがゆえに、逆にその結果として、悪意は
ないけれども、市場原理がうまく発達していくの
を妨げるということに政府のあり方がなつてい
てやしないかということを大変強く我々は懸念を
するわけでありまして。そうならないように、今最
後におっしゃった、住宅は私的財産である、だか
ら民間がきつとやつて、そのどうしようもな
いところを政府が助けをする、こういうことか
ら少しずれてきてはいませんかというのが我々の
基本認識であるということをまず冒頭に申し上げ

たい、このように思ひます。

そういう点からいいますと、非常に細かい話は
全部横に置いておきまして、第八期の住宅建設五
年計画、これは平成十三年、つまり来年度か
ら五年間の住宅計画であります。こういう広い
住宅をつくりましようとか、それは結構なものであ
りますけれども、住宅の総建設戸数の目標が六百四十
万戸であります。そのうち、公的資金による住宅
建設戸数が三百二十五万戸を目標にしている。つ
まり、総建設戸数の目標の半分は公的資金によ
る建設にするんだと、政府が五十年計画でこう
言っているんですね。

民間を生かす、民間の力を強めようと言つてい
る割には、これから始まる五十年計画で全体の半
分は公的にやるんだよというのをもうここで
宣言しているようなものでありまして、これは少
し、今おっしゃった民業補完ということから、基
本的なスタートから、この十二年度の計画のス
タートから外れてはいやしないかというふう
に思ひますが、いかがでございませうか。

○副国務大臣 今おっしゃったように、官が民を
圧迫する、端的な言い方をすればそういうこと
になるわけでございますけれども、私は、国民の皆
さん方のニーズというものは、民間と公庫の融資
というもののどちらを選ばれるかというものは、も
ちろん個々の皆さん方の選択にはありますけれど
も、民間では、申し込んだときのいろいろな制約
というものがございまして。それは昨日も私ちらつ
と申し上げましたけれども、民間の皆さん方に住
宅ローンの融資を申し込みにいって、会社の名
前を掛け、会社の資本金は幾らだ、どんな職業な
んだ、そして役職は何なんだと、あらゆることで
手問暇、そして何か身内を全部調べられてい
るよ、自分の体を裸にされるよなことを全部書
き込まなければ借りられないというふうなことも
ございまして。

そういう意味では、公庫のきちんとした三十
五年にも及ぶ固定金利というものがあつれば、や
はり国民の皆さんがどちらを選ばるかというときに

は、どうしてもまだ公庫の必要性というもので、私は目標としてはこれだけの戸数をしますということ、しなくばもつといいことかもしれない。せんけれども、今榊床先生がおっしゃったように、もう成長しちゃった、何も要らないよとおっしゃれば、私はまた考え方も変わりますけれども、現段階では、まだ国民の皆さんのニーズがあるという点だけは御理解賜りたいと思います。

○榊床委員 細かい話をするのは余り好きではありませんが、今、長期、固定、低利、こういうお話がありました。この住宅金融公庫については、先ほどの榊床委員の最後の指摘にも長期、固定として低利、こういうお話がありましたけれども、本当にそうなのかなということを今のお話を聞いていても実は思っています。

政府側の参考人でも結構なんですけれども、これはもうだれでも知っている当り前の制度であります。今基本融資額では、最初の十年まで二・五でしよう。十年目から四％になる。もう既にここで固定でないわけですね。要するに、一段、だんと段階が上がっているわけでありまして。

例えば、三十五年が長期であって三十年が長期でない、こういうふうにはなかなか言えないわけでありまして、一年と三十五年と言われれば、それはそうだなと思うんですが、民間も三十年ぐらいいまでは多少金利が高くなってもできるであろう、こういうことではないのかなと。

一つの銀行であります。日本ではだれでも名前を知っている都銀では、二十年は十分にける。二十年の場合は金利が上がるので四％を超えるけれども、二十年はいいです。こういうことで、一年から二十年まで非常に段階的に利率は上がっていくけれども、整えている。そうすると、二十年と三十五年という違いが中期と長期の違いなのかよくわからない。

さらには、低利と言いますが、民間も、そういうことでいくと、短期であります、今の

二・五よりもまだ安い金利もある。しかも、せんだつての議論でもありましたように、借りていく人は、恐らく、十年以内に、安い金利のときに先返しに返すであろう、こういうことで、十年目から四％になる前に返してしまおうという方もなりたくさんおられるだろう、私はこのように思っています。

こういうふうにいると考えると、ちよつと言葉が出過ぎるかも知れませんが、長期、固定、低利、こう言われるとだれしも文句を言えないのですけれども、実態が本当にそういうふうになっているのかということについて、私はどうも前々から疑問に思っております。このあたりのことについて、どのようにお考えでございますでしょうか。

○扇岡大臣 今榊床先生のおっしゃったことは、皆さんだれしも、ああ本当だな、何となく民間と公庫と余り大差ないなというふうにお話だけ聞いていると思うんですが、そうではなくて、私は中立的な立場ですから公庫の宣伝をするわけでも全然ございませんが、ただ、先生がおっしゃいました十年と三十五年というのになれば、あるいは三十五年はもつと長いじゃないかとおっしゃいますけれども、私どもは平均値をとっております。

今先生がおっしゃいますように、民間の場合はどうかというところでございますけれども、民間の場合は、三年間の住宅ローンの場合は二・二五％、五年の固定で二・六五、十年の固定で三・三五というのになっておりますけれども、変動の金利相場制でございますから、変動の場合の例をとってみますと、一九八〇年代は六・六六％でございます。そして、一九九〇年代は四・三九％でございます。先生御存じのとおりでございますけれども、公庫の場合は三十五年間で二・五五でございます。ただ、十一年目には四・〇になりますけれども、ずっと平均値をとっていきますと、やはり苦しいという点は必ずあるわけでございますね。

それと、もう一つ大事なことは、公庫の利用者は中堅勤労者が中心だということ。そういう意味でも、庶民の味方だということがあるものでございまして、そのことをちよつと言わせていただきます。

金融公庫の、年収八百万円を下回る利用者の割合というのがございまして。金融公庫の融資、八百万円以下の人は八・九％御利用いただいているのです。ところが、民間の住宅ローンでは、この八百万円を下回る人は五〇・九％でございます。そして、年収一千万円を上回りますと、公庫を利用する人たちは七・六％しかいないのです。そして、特に一千万円を上回ったときには、民間の住宅ローン利用者は三二・一％とはつきりと数字が出てくるものですから、私は、少なくとも八百万円以下の皆さんの八・九％が公庫を御利用いただいているという数字から見ても、金利の固定の安心さと、そして皆さん方に借りやすい、いわゆる庶民の味方という言い方が適切かどうかかわりませんけれども、私は、中堅勤労者の御利用が、特に八百万円以下の皆さん方には喜んでいただいているというふうには信じていますので、その辺もあわせて御検討賜れたいと思います。

○榊床委員 今の点につきまして、また後ほどうちよつと詳しくお聞かせいただきたいと思っておりますが、今大臣がおっしゃった点からいいますと、それはよくわかります。私はそれを何ら否定するものではありません。要は民間を、育つのを妨げてはいないのか、こういう視点を私は強く申し上げておるわけであります。

確かに今は、全体の金利水準が下がっていますから公庫よりも低い、昔のようにもつと預金者も喜ぶような金利のときにはうんと高い、これは民間です。そういう上下があるのは私も当然知っております。そういう中で、どこでうまくベスミックスが、それは人間社会ですから、ないとは思いますが、そういう方向に向けていっているのかなということに対して私は疑問を呈しておるということであります。

その一つの実例といえますが、これは結果論になるかも知れませんが、シェアが、当初まだ民間が育っていないときに公的資金が全体に占める割合があつた。それが徐々に減りながら、民間の割合もふえていっている。

民間をうまく公庫が補完しているというのであれば、それは結構ですね、このように私は申し上げたいわけですが、私が知っている限りにおきましては、一九七八年からの数字でありますけれども、一九七八年に住宅金融の中における公的な割合は二三％でした。それがバブルの前に、四〇％を超えるまでずっと拡大をしていっている。バブルが終わってからもまだ拡大をしていって、今は住宅金融全体に占める公的金融の割合が四六％を超える。こういうことになっております。

民間の割合は、一九七八年には七七％近くあつた、それがどんどん減つて、今は五三％半ば、こういう割合で、住宅金融のシェアの中で公的機関のシェアがふえ続けている、そして民間のシェアが減り続けている、これは一つの現実であります。

このように考えると、この数字が物語っているのは、大臣がおっしゃった、公庫を全面否定するものではないが、民間をお助けしますよという結果になっていないというふうには思わざるを得ない、このあたり、どうお考えでございますでしょうか。

○三沢政府参考人 今先生御指摘のとおり、統計的な数字を見ますと、ストックベースでの公的な住宅ローンの貸出残高のシェアは、おおむね増加してきているというのが事実でございます。これはもう先生御承知のとおり、戦後間もなく民間住宅ローンは未成熟であつたところから、財投資金を活用して、公庫の直接融資を中心として住宅金融が発達してきたという歴史がございます。

それで、貸出残高と、もう一つ、フローベースで見させていただきますと、各年度の新規貸出額

を見ますと、正直申し上げまして、民間住宅ローンの新規貸出額というのは、年度によって非常に大きく変動しているというの事実でございます。例えば、不況期でありますと、新規貸出額が大きく減退して、フローベースで見ると公的なローンのシェアが四割ぐらいいまで上がる。逆に、非常に好況期には三割ぐらいいまで下がる。そういうようなことを一つの波で繰り返しているわけでございます。

一方、その結果として、では何で貸出残高がどんどん伸びてきているかということでございますけれども、一つは、やはり、公庫の方でたび重なる経済対策の要請に応じて公庫融資を積極的に進めてきた、こういうこともあるかと思っております。

もう一つは、やはり償還期間が、最近では民間でも長くなってきたと先生言われましたけれども、過去の住宅ローンは、期間というのは比較的短いものが中心で、残高の差といえますか、公庫の方は、どうしてもストックとしての残高は累積して残っていく、こういうようなこともあるんじゃないかと思っております。

そういうことで、先ほど申し上げましたように、フローベースで非常に変動するところも安定的に供給している、そういうところにおいては、やはり本来の、市場の補完といえますか民間の補完ということを果たしてきているというふうに考えております。

○榊床委員 当然、社会には景気変動がありますから、その景気へのつとめて変動するのは当たり前の話であります。この景気対策についてはいろいろ意見がありますからそれは横に置いておきまして、景気対策で、あるときにどつと突っ込んで、あるときには引き揚げる、こういうことが機敏にできればそれはいいんです。そういうのに沿って変動しながらいっているんです。それはそれで私は全然文句を言っていない。

問題は、上がり下がりしながらもずっとトレンドとして上がっているという長期トレンドがあるんではないですか、ここが長期的に民間を育成し

ようということと矛盾してはいないかということをお聞きしたい。これを申し上げておきたい。この点は何かでございましょうか。

○三沢政府参考人 どちらかといいますと、私も住宅政策の見地から見ますので、そのときそのときの住宅取得のタイミングにきちんと対応できるのかどうか、そのときに民間が出なければ公庫融資が出ていく、そういう姿で考えております。

ストックベースの話は、先ほど申し上げましたように、ちよつと今までの経緯からすると公庫融資の方が償還期間が長かった、そういう意味では、残債額を累積していくというような事情もあったかと思っております。

ただ、おっしゃるとおり、トータルとして景気対策の結果としてふえてきたということは否めなないかと思ひますが、やはり、住宅政策の見地からは、そのときそのときタイミングよく動く、個々の住宅取得者がライフサイクルの中で住宅取得ができるかどうかというところが非常に大事でございまして、私も、そういう観点から公庫融資の額を確保していることでもございまして。

○榊床委員 今のお話は、これもいろいろ意見がありますが、ケインズ政策の是非と非常に似たお話なんですね。結局、ケインズ政策は、要は、需要がなくても普通の道でも掘って埋めれば需要が生まれる、これの言葉に代表されるような政策であります。これは、一時は非常によかった。まさに、あらゆる国の経済政策の基本的な考え方であつたわけでありまして。

しかし、昨今の中で、それに対する問題点として、人間がすべて、官が非常に合理的に判断をして、悪いときには出る、いいときには引く、こういう行動をするならば、それはそれで成り立つけれども、人間の習性として、悪いときに出て、それをそのまま減らさないで温存していく、こういうことになって現在に至つてきて、これじゃ問題だ、こう言われているわけであつて、今のお話では、まさに、出なきやいかぬときに出た、でも、

出なくていいときに、やはりそのままの、若干下げるにしても、似たようなものを求め続けてきて現在に至つておるのではないかとこのように私は思ひます。

ですから、個々のいろいろな形の中で、一々株価が上がつたがたで、喜一憂する必要はないとも思ひますが、そういうこととほとんど話は同じような話でありまして、長期トレンドとして大変問題にしておるということは、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

長期トレンドとして、これはこのままでいいとお思ひですか。このずっとふえていくという形のままでもいいのかいかなのか、この辺はどうお考えでございましょうか。

○三沢政府参考人 統計的な数字が長期トレンドとしてふえていくことについては、ちよつといろいろ分析の必要があるかと思ひます。やはり、先ほど申し上げたような要因もあるんじゃないかと思つております。

ただ、いずれにいたしましても、もちろん、いろいろな景気対策の要請から、融資を増額したり先に出ていくということがございますけれども、それも当然、景気の情勢とかそれによつてまた、引くつ込むときは引くつ込む、縮減するものは縮減する、そういうことでやつていくことが適当であるというふうに考えております。

○榊床委員 ぜひそのような観点に立つていただいて、長期トレンドとして、民を圧迫しないといふことを、多くの人がなるほど圧迫していないなといふふうに思ふような結果を出すようにぜひとも努力をしていただかなければ我々は常にこのことを言わざるを得ない、このように思つております。

そういう観点から、一つ御質問しますが、せんだつての私どもの吉田委員の質問に對しまして、公庫の総裁が、要するに、公庫は常に抵当権設定に當たつて第一順位である、だから問題ない、こ

か、こういうふうに直観的に思つておりますが、いかがでございましょうか。

○望月政府参考人 お答え申し上げます。

あえて言うまでもありませんけれども、私どもの公庫融資の原資は公的資金でございます。そうなりますと、当然のように、私どもは、お貸したお金の債権管理というものをしっかりとやらなきゃならぬ、これはもう当たり前のことと思つております。とりわけ、先ほど来出ていますように、私ども公庫の融資は三十五年という長期にわたりますものから、長期間にわたる担保力というものが非常に重要な要素だ、ある意味では不可欠な要素だ、こういうふうに思つておるわけ

です。そういう中で、先生これは御案内でございましょうけれども、公庫法にもそれらしい根拠規定がありまして、二十一条に、言うなれば、返済ができなくなった場合には公庫は抵当権を実行する、こういう規定になつて、当然抵当権設定は前提にされておりますが、こつた規定の趣旨を踏まえまして、私ども、主務大臣の御認可をいただきまして、業務方法書におきまして原則として融資物件には一番抵当権を設定する、こういうことでやらせていただいているわけ

です。私、このことは、すべてということではなくて、実はリフォーム等の場合は、リフォーム融資、こういうものについては、先順位の抵当権が設定されているときには公庫はあえて一番を設定しないということもありますけれども、基本的には一番抵当権、こうなつております。

これを、一番でなくて後順位でどうかという先生の御趣旨かと思ひますけれども、そうなりますと、私どもはやはり、今申しましたような背景の中で、一番抵当権設定ということをやっている経緯からしまして、あるいは必然性からしまして、長期固定融資というもののいわば根幹に触れてくる部分が出るんじゃないか、こんなふうに懸念いたして、いわば公平性の高い融資をやるというのが我々の原則でございまして、今

のところ、先ほど申しましたような、原則は一審
抵当権設定ということでやらせていただいている
ということでございます。

仮に、これを公庫が後順位の方になったらどう
なるだろうかということ念のために考えてみま
す。そのときには私も、あわせ融資という
か、民間がお貸しになるときに公庫もあわせて、
今度は逆にということもあり得るんですけど、
でも、そのときにはやはり、民間の融資につい
てかなり我々は個別審査、個別チェックというもの
に参画していくしかないだろう、一件一件の審
査ですね。こういったことが本当にこれからの
我々住宅金融、国民が求めていらっしゃる住宅金
融のあり方として目指すべき方向かどうか、か
えって複雑化してしまうんじゃないか、こんなこ
ともちょっと懸念しながら、今我々は一番抵当権
を設定させていただき、今後ともそれを基本に踏
まえてまいりたい、こんなふうに考えておりま
す。

○榊床委員 総裁のその御意見は、住宅金融公庫
を預かる立場からすると、まことにそのとおり、
私はそれは全くそのとおりだと思います。

しかも、公のお金を使う。公のお金といつても
どこまでが公のお金がよくわかりませんけれど
も、ずっと回り回った郵便貯金なのかわかり
ませんし、そうすると銀行預金とどこが違うのだ
ということになるのかもわかりませんから、それ
はちょっと置いておきますが、一般会計から四十
億を超えるお金が入っていますから、税金を使っ
ている。こういうことからいうと、やはりちゃん
と返してもらわなければいかぬ。これは、公庫の
立場からするとまさにそのとおりなんです。

ただ、私は冒頭に政府の失敗というふうに申し
上げましたけれども、要は、税金を使うから、そ
れはそのとおりだ、システムとしてはそれは間違
いではない、しかし、そのシステムが民間を育て
ることを妨害していないのかということを私は大
変懸念するわけでありまして、
なぜかといえば、民間が住宅部門にもっと出て

いこうとするときに、常に公庫が一番である、
それは民間が一生懸命やる意欲がなくなるわけ
じゃないですか。民間だったら、僕がその責任者
でしたら、一番最初に公庫に行つて、その次だつ
たら、ちよつと腰が引けるなと思うのは当然であ
ります。

つまり、公庫の論理と民間を育てるという論理
が、システムのところで相反しているものになつ
てはいないのか。だから、公庫のために税金を投
入しているから一番順位だ、この正当性のある意
見が逆に民間を圧迫してはいないのかというふう
に私は思っているのですが、いかがでございま
しょうか。

○望月政府参考人 若干言葉が適切でないかもし
れませんが、私も、公庫のためにという立場で
なくて、むしろ国民の皆様方にかに住宅金融を
安定的にかつ良質な金融をするかということが
我々の国民的な使命である、こういう前提に立つ
て考えさせていただいている公庫でございませ
ん。

言つてしまえば、私も、基本的には、先ほ
どから出ていますように、官民協調ということあ
るいは民業補完ということを、いささかも公庫の
立場から反対とかいう立場でもございませんし、
そんな気持ちも全くございません。むしろ、本当
に国民の皆様方が求めている融資がどうあつたら
いいかという観点から、公庫の業務というものは
まだまだ重いし、その重い業務をしっかりとやっ
ていくためには今のような抵当権設定ということ
をやらせていただくということに相なるわけであ
ります。

私は、そういった観点も含めながら、今般、融
資保険法の改正もお願いしているわけございま
して、これになりますと、民間の御融資につい
て、これは逆に今度は公庫の方で若干の審査とい
いまししょうか、承認行為等をさせていただきま
すけれども、それについては、逆に公庫が、〇〇％
保険を付保する、こういうようなこと等々の中で
両々相まった本来の住宅金融の目的というものを、
政策金融の目的というものを全うしていく、

これが一番大事なところではないか、ここが基本
ではないか、こんなことで考えていまして、くだ
うございませうけれども、公庫のシェアを確保、拡
大するためとかいうふうな思いは全くないという
ことで御理解をお願いしたいと思います。

○榊床委員 いや、私は別に住宅金融公庫がエゴ
でやっているのと同じで、民間の御融資につい
て、これは逆に今度は公庫の方で若干の審査とい
いまししょうか、承認行為等をさせていただきま
すけれども、それについては、逆に公庫が、〇〇％
保険を付保する、こういうようなこと等々の中で
両々相まった本来の住宅金融の目的というものを、
政策金融の目的というものを全うしていく、

そして、ちよつとお話を聞いていると、これは
ちよつと失礼かも知れませんが、公庫だけが公
で公共性を持つていて、こういうニュアンスに若
干聞き取れたわけでありまして、しかし民間の金
融機関も、これは日本の経済のまさに血管、心臓
部分に相当するわけですから、ある程度公共性を
有している、これはだれしも思っている。だから
国があれだけお金をつぎ込んでいっているのであ
らうと、ひよつとしたら、国が民間金融機関につ
ぎ込んでいっている金は、一般会計から住宅金融公庫に
出ている金よりもっと莫大な金、恐らくじやな
くて、確実に莫大な金をつぎ込んでいっているわけなん
ですよ。それで何とか民間の金融機関の公共性を
維持して信用を高めていこう、このように思つて
おられる。

しかも、先ほどちよつと、言いましたけれど
も、公庫だつて結局は郵便貯金とかそういうところ
から来ているのと同じで、財政の話は後でまた
時間があつたら触れますけれども、そうすると、
みんな原資は、住宅であろうと郵便貯金であらう
と、国民の皆さん方が自分の蓄えを預けたところ
からスタートしているのは同じであつて、それが
民間金融機関で純粋に集めるのか、政府がちよつと
お墨つきをつけて来るのかの違いだけであつて、

公共性ということからするとほとんど変わりはない
というふうには私は思つております。

そういう点からすると、よかれと思つてやつて
いる第一順位というものが、悪意はなくても、結
果として民間が育つことを邪魔している。つま
り、民業を、圧迫しているという言言はきついか
もわかりませんが、そういうことになつてはいな
いのかというふうに、私の頭ではそのように考え
ざるを得ない、このように思つておりますが、い
かがでございましょうか。

○望月政府参考人 これはいろいろな御意見があ
るところと存じますけれども、一言で言つて、私
どもは、住宅金融公庫の融資、金融というものは、
我が国の住宅政策の基本的部分を仰せつかつ
ているという意味で非常に公共性が高い、こうい
う気持ちで申し上げているつもりでございます。

もちろん、民間金融においても公共性が高いこ
とは言うまでもございませぬ。問題は、その政策
目的を遂行する上での我々の機関としての直接的
な役割、こういったものはいささかも軽くないと
いうことを申し上げているわけでございます。ま
そのことと民業圧迫論というのは、もうちよつと
突つ込んで言わせていただきますと、これは民間
がお貸しするにも、割り増し融資等で公庫が今か
なりたくさん貸しているのじやないかとということ
と等々をめぐつての御意見はあり得るところと
存じますけれども、これは、いろいろの経過の中
で今日の姿になつていっているわけであつて、私どもも本
来的にはあくまでも民業補完という基本線を貫き
ながらやつていきたい。

くだいけれども、そのためには、第一順位の抵
当権というのはいかにもおかしいじやないかとい
う先生の御意見は御意見として承りますけれど
も、今の私の意見としては、先ほど来申し上げ
ているように、やはり公庫の立場、原資、公的資金、今
先生いみじくもおっしゃつたように、税金までい
ただきながら低利融資をやっているという国民的
な金融機能というものはいささかもおろそかにで
きない、こういう気持ちでありますので、一番抵

当権についてはそういう経緯の中でやらせていた
だいておられることを御理解いただきたいと思
います。

○樽床委員 経緯、経緯ですつと来ていて、これ
までの経緯がそれは時代に合ってきたからこれは
これで仕方がないというのであるならば、何も物
は変わっていかない。常に経緯ありきであるなら
ば、弱大臣も、二十世紀になって、新しい二十
世紀型の行政、国土交通行政、こうおっしゃっ
ている中で、その方向性を変えるのだったらど
こで変えるという決断をするのか、経緯ですつと
来ているのだったら、ずっと同じように考えざる
を得ないというふうに思います。

前回のときに局長が、たしか私どもの井上議員
のいろいろな質問に対して、住宅については、
きょう言つてあした方向が変わるわけではない、
アメリカの例を参考にしても、少なくとも、準備
があつて、蓄積があつて、十年間ぐらいかかるん
です、だから、きょう言つてあしたできるもので
はないから、アメリカと日本は違う、このように
おっしゃつたのを覚えておられるでしょうか、お
とつのことですか。

私は、まさにそうだと思うんですよ。だから、
十年準備期間がかかるのだったからただ、早
く方向を示して、方向転換をしないと、その目標
を向いた方に早くかじを切らないと、経緯だ、経
緯だといつて、かじを切るのを、いや、十年か
りますからといつてやっていると、いつまでたつ
ても十年かかつて、いつまでたつても変わらな
い、こういうことになるわけです。

この第一順位ということにつきましては、総裁
がおっしゃるのもよくわかります。私は、総裁
の、国民のために住宅政策を何とかよくしよう、
そういうお気持ちばかりですが、そのお気持ち
の中で、今のシステムとしてやっていると、結果
として民衆を圧迫することになっていませんか。
その証拠に、それはいろいろあるけれども、公
的融資の割合がどんどん拡大の、途のベクトルで
あつて、民間の融資の割合がどんどん減る、方

ベクトルである、これは長期的な流れであります
が。

こういうことの根底には、一つには、民間が第
一順位には絶対なれないところ、民間が乗
り出していく元氣を持つのか、持たないでし
ょう。そういう状況にしておいて、いや、民間が中
心です、我々は補完ですと言つていたつて、これ
は民間にしたら、それは役所に文句言えませ
ん、日本の今の体質であれば、役所が言え、お
説ごもつとも、第一順位もわれぬし、なか
なかしんどいな、こうなるのは決まっておるわけ
でありますから、この第一順位の問題は、私は、
今の総裁のお答えではなかなか納得できない、こ
のように思います。

もう一回お願いいたします。

○望月政府参考人 私、先ほど経緯ということ
で申し上げたわけですが、思ひは、その経緯は、過
去に引つ張られて、今後とも過去を尊重してその
まま無批判、無節操に繰り返すという意味では決
してありません。むしろ、経緯が持つてくる重み
といひましようか、事情といひましようか、それ
は今日でもそれほど変わらないという前提で申し
上げておるわけですが、ただ単純に繰り返すとい
う安易なことを申し上げておるわけでは決してな
いことを御理解いただきたいと思ひます。

問題は、そう言ひながら、一言ちよつと言わ
せていただきますと、これは大変難しい問題とい
うか、先生の御意見と私の申し上げておることは
ちよつとかみ合わないと思ひますけれども、率直
に申しまして、公庫の役割、公庫融資の役割とい
うものが、言うなれば差別化というのか、ひとし
く皆さんに御融資申し上げるという窓口を開いて
いることとか、あるいは政策的な質の誘導とか、
いろいろなものもろの課題を全うするための
融資でございすだけに、今後とも私どもは、公
庫融資が、例えばある特定の物件について民間が
八割お貸しして公庫が一割というようなことは、
ちよつと実は今の段階では私どもの頭にはないの

でございます。言つてしまえば、ファイフティ・
ファイフティがあるいは六、四か、いろいろ議論
はありましようけれども、ただ、今のうちに九割
だ、一割だというような、それはまた別の話とし
て、果たして今後とも続けてふさわしいものかと
うか、この問題は大きいにありまして、この辺に
ついては民衆の議論等々の中でも大いに検討しな
きゃならぬと思ひます。

くだいでも、そのような思ひの中で、
抵当権問題については、一番抵当権というものに
ついては、今後とも私どもは大事なものであるとい
うに我々の立場からは考えさせていたたいいま
す。

○樽床委員 だから、ファイフティ・ファイフティ
か、六、四というのは、どっちが六でどっちが四
かよくわかりませんが、大体どっちでもいいん
ですけれども、大方針として、民間に頑張つて
もらつて、それを公庫はお助けしますよ、こうい
うことであるならば、少なくとも、先ほど総裁も、
同じ順位でという意見があるがというお話が答
えの中でありましたけれども、例えば五割五割
で、半々でやるんだつたら、どっちもが同一順位
でといつて、当然どちらにも責任を負うわけだ
から何ら問題ないと思ひますが、五、五であつ
ても、また民間が六で公庫が四であつても第一順位
が公庫である、それを絶対に大事だと言ひ続ける
というのには私はどうも合点がいかない。結果とし
てそれは、民衆の、民がそういうところに乗り出
していくことの最初の大きなハードルになつてい
るというふうに言わざるを得ないわけでありま
す、もう一回どうですか。

○望月政府参考人 私ども、この問題を、気楽
に、安易に切り切つて、従来型でもつてすべてを
律してはいこうという気持ちを決して、この問題
ばかりではなくて、基本に持つておるわけではござ
いませんで、今おっしゃつたような問題について
も、率直に言ひまして金融機関からも時々耳にさ
せていたたい思ひます。ただ、今の段階で私ども
がこれを踏み切るには、民衆の議論というものは

いろいろな角度から言われていることだと思ひ
ますけれども、番抵当権の問題の前にまだいろ
い課題があるんじゃないかというふうにも率直に
思ひます。

くだいでも、私は、私どもの御融資申
し上げておる債権保全という観点、しかも十五
年の長期融資制度というものを大事にしていこう
という考え方からしますと、やはりこれは、率直
に言ひまして、今の方針というものは今後とも大
事だろ、こんなふうにあることを繰り返さ
せていただきます。

○樽床委員 これは恐らくいつまでやつても折り
合わないだらうというふうに思ひますが、今総裁
が、ちよこちよこさういふ話が耳に入つてくる、
このようにおっしゃいました。総裁の耳にちよこ
ちよこ人づくるといふことは、かなりの声があ
るといふふうに御認識をいただいた方がいわけ
で、これが大体人の世の常であります。

大臣はよくそこら辺のことはおわかりだらうと
思ひますが、そういう前提に立つて、この第一順
位の問題は大変大きな、小さいけれども、実は非
常に大きなとげとなつて刺さつておるというこ
の御認識は絶対に持つていただかなければなら
ぬ、このように思ひます。

そういう中で、総裁がおっしゃつておるよう
に、別にもつとい住宅の整備のために公庫のす
る役割はあると、私はないと言つていないわけ
であります、それはある部分がありますというふ
うに言つておる。

我々の感覚でいくと、私の意見でいくと、今ま
で議論が全然されてないけれども、一つあると
するならば、例えば中古の住宅の流通が非常に悪
い。これは質問通告しておりますから別に答
えていただかなくてもいいんですけど、余りよ
くない。

なぜかといふと、大体土物の評価というのが
んがんと落ちるんですね。十年ぐらいたてば
上物の評価はほとんどゼロ、要するに土地の値段
だけの評価にしかならない、これが今の世の中の

実態であります。こうなると、中古住宅の値打ちは、もうほとんどないですよ、上物はないうですと云っているに等しいわけであります。

そういうようなところについて、例えば公庫がどういう形で中古住宅の流通に対して乗り出していったらいいのかというのは、また専門家の皆さん方がいい頭を一生懸命回していただいております。例えはその評価の問題でも何かいい手がないのか、そういうことを公庫がいろいろ考えようとなればそれは非常にいいことですねというふうに申し上げたいんだけれども、そういうことは一切言わずに、とにかく第一順位が大事だ大事だ、それ一点張りであるかと私はどうも心にすんと落ちないということをぜひとも御理解いただいて、結果として我々は民衆圧迫の一つの要因であるという意見を持つておることは、しかと御認識をいただきたい。

何か大臣がお話があるようで。

○副国務大臣 今榊床先生との御論議を拝聴しております。私は、一番最初に先生がおっしゃった市場原理というのに戻ることだと思っております。けれども、私が先生に御理解賜りたいことは、平成十二年、昨年でございますけれども、六月の二十一日に住宅地審議会の答申が出されました。先生御存じのとおりでございます。その中で、この出された住宅地審議会の答申におきまして、少なくとも官民の役割分担の基本的な考え方というものがきちんと明記してございます。これは昨年六月でございます。特にその中では、市場の環境の整備と市場の補完あるいは市場の誘導、これらがきちんと明記されて、公的な主体の役割としてという明記がございまして。

私は、今先生と総裁との御論議を拝聴しながら、両方とも言い分はそう間違っていない。ただ、その考え方において、公庫が認識しなければいけない、また政府として認識しなければいけないことは、この答申に出された三つの原則、私たちは、やはりこの市場の環境整備と市場の補完

とそして市場の誘導というのを原則にして、この答申を重視しながら、今後の公庫のあるべき姿等々も大事にしていきたい。そうすれば、先生がおっしゃった、官が民を圧迫するというのもおのずと姿が見えてくると私は思います。

今の貴重なやりとり、私たちも期するところがございますけれども、総裁のおっしゃっていることも榊床先生はわかりながら、やはり官が民を圧迫しないようにという、そして民が成長するのを、もう戦後今日までたつたんだからというお気持ちを私は私もよくわかりますので、私は、そういう意味では、徐々に私どももこの答申から逸脱することのないようにというふうに指導してまいりたいと思います。

○榊床委員 その答申のお話、大臣からございました。まさに答申の中にも、官と民の役割分担、こういうことが明記されております。

だから、この答申をきっちりやっていただければいいのですが、ちよつとこの答申で気になりますのは、住宅金融公庫の活用というところが、官民の役割分担よりも微妙にウエートが住宅金融公庫の活用の方に若干偏つて書かれているのではないかと、私の偏見かも知れませんが、文章を読むとそう感じられます。今の大臣の御答弁を受けて、私はそうではないという御趣旨で大臣のお話であつたように思います。

この答申にも書いてありますように、例えば住宅ローン債権の証券化などの支援を行うとか、いろいろノウハウを蓄積して云々とか、こういう話がこの答申にも書かれていますから、そういう方向に向けて、公庫がするべき役割があるとするならば、それをやっていただいて、そして長期的に公的融資の割合がどんどんふえていくことがないように、民間の銀行が住宅金融にとつと乗り出していきけるように、ぜひとも、今回のこの法案の審議の過程を通じて、一つの契機として努力をいただきたい、このように思っているわけでありまして。

次に、私どもの見解では、昨年の十二月の行革

大綱の閣議決定の中で、特殊法人、整理合理化の方向に向けていかなければならない、こういう閣議決定がされてまいりました。

そして、特に住宅に関連するものについては、私が知っているだけのほんのわずかな知識の中でも、平成七年に、特殊法人の整理合理化について、金融公庫がそういう方向で努力をせよ、こういう閣議決定がなされて、そして約二年後の平成九年にも同じような閣議決定が出されて、その直後に、景気対策だということと公庫の融資を拡大します、しかも、これは臨時的措置である、こういうことで閣議決定がなされた。臨時的措置ということは、それまでの流れはそのまま生きておつて、臨時ですよ、こういうことでありますね。それから、去年の十月に森総理のもとで、日本新生のための経済の発展のために、住宅金融公庫の改正案を今国会に出して、景気対策であります、こういうことになって、そして、しかも十二月にはもう一回行革大綱の閣議決定がなされている、こういうことであります。

そういう中で、これまでの何回かの閣議決定がずっといろいろあつて、その中で、あくまでも臨時でやるという言葉が真ん中にありましたから、結局は、当初からのこの整理合理化の方針については、私はまだ当然生きておるといふふうに認識をいたしております。

そのような観点から、これまでどのような努力がなされてきたのか。それがなければ、先日私どもの古田委員が質問の冒頭に申し上げましたように、延命策に見えてしまふと言われどもこれはいたし方がない、このように思いますが、これまでの具体的検討課題、どういふ実効があつたのでしょうか。

○三沢政府参考人 今お話がございましたように、公庫に関連しまして四回の閣議決定がございました。

それで、一番最初の平成七年の閣議決定におきましては二点、一点目は、民間金融機関と適切な協調を図られるように特別割り増し融資額を縮減

する、それからもう一点は、バリアフリー化の推進などの政策誘導機能の強化あるいは割り増し融資の簡素化といったようなことが指摘されております。

この七年の閣議決定に基づきまして、割り増し融資につきましては、平成五年度では千二百億だったのでございますが、これを七年度に一千億にし、さらに平成九年度は八百億までと、段階的に落としてきたわけでございます。

その後、平成九年の九月も閣議決定がございまして、その時点でも、さらに割り増し融資については段階的な縮減を図る、それからもう一点は、住宅ローン債権の証券化を検討しろという御指摘をいただいております。

したがって、これに基づいてさらに段階的な縮減を図るかというようなことをいろいろ検討したわけでございますが、その直後に景気対策でまた増額するということと、これを八百億まで下げたのを一千万まで戻してしまつた、そういう結果になつたという経緯がございまして。

ただ、これは、やはり景気対策としての臨時的な措置であるということと、十二年度末までの期限措置ということとでやってきたわけでございます。それで、それが切れますので、今回これを八百億まで落とすというのを前提に特別割り増し融資の延長をお願いしているというのが一点。

それからもう一つ、ローン債権の証券化につきましては、御承知のとおり、ことしの三月に特殊法人の財投機関債の第一号として公庫債五百億円を発行するという予定で今準備を進めているところでございます。

○榊床委員 一度にドラスチックにやられるかどうかというのはその時々事情によつていろいろ違うのではありませんか、要約すると、ちよつとずつでもやっていますよ、ちよつとずつでも前へ進んでいるのです、こういうことですね。

そういう観点からすると、今回の中でまた新規のものも入つてきておる、こういうことですね。ちよつとずつやつていて新規のこともやる、そう

いうことであるならば、新規のことをやらないで、例えば、特別増し融資制度を五年間延長しないで、その分は利用者に対して減税なり、そういう形で同じような効果があるように、お金を直接返すというのがいいのかわかりませんが、それは減税でちゃんと引きまします。例えば、そういうことをやるからもう延長はしません、新しいものはやりません、こういう発想にはならないのですか。

○三沢政府参事人 ちよつとずつではないかという御指摘でございますけれども、割り増し融資額については段階的に縮減するという事で、今回一千万、八百万ということでございます。

ただ、いずれにしても、割り増し融資額も含めて融資額のボリュームということにつきましても、当然のことながら、景気情勢とかあるいは民間住宅ローンへの民間金融機関の取り組みの状況とかを踏まえて、やはりその都度その都度検討していくべきものだと思いますので、別に今回の見直しは最後ですべてであるということをお願いしているつもりはございません。

したがって、今後とも適切にボリュームの話はきちんと検討していきたいというふうに考えております。

それから、それを廃止して減税に回す方がいいのではないかとご意見を伺いますが、これも先生御承知の上で聞いておられると思うので、あえて申し上げるのもあれなのですが、いずれにしても、特別増し融資額は最終的には借りた方から返していただくものでございまして、減税すれば渡しきりのお金ということで、かなり質が違ふものでございまして、うまく比較できるものかどうか、ちよつと難しい点があるのではないかとこのように考えております。

○榊床委員 本日はもつといっぱい聞きたいのですけれども、私に与えられた時間が一時間で、もうそろそろ終わります、このように言われておりまして、大変残念であります。

実は、私がきょうこういうことを非常にしつこく聞かせていただいたのは、今おっしゃった、今限りではありません、これからもうと効率化に向けて、閣議決定の方針にのっとって民をちゃんと助けるようなことにどんどん移行していくのですということがあるならば、今回の法律を、そういう根本的なところは置いておいて、さつと、みんなもうよろしいと。住宅のことについて反対するとこれはなかなか国民から受けが悪いとか、そういうことでさらさらと流すのではなくて、あえて我々は踏ん張つてでも、そういうおっしゃっている方向でいこうとするならば、それにいくためには、どこがちゃんと物を言つて、それをちゃんと踏まえたいとだめですよということをおっしゃらないと、これはなかなか方向転換ができません。こういうことで、私は、大臣をお助けするつもりで、きょうの質問をさせていただいたわけでありま

す。

最後に、時間となりましたが、一点だけ。本日はついでに質問をするようなことではありませんけれども、財投の仕組みの中で住宅金融公庫は最も大きな比重を占めている組織でありまして、住宅金融公庫の改革なくして財投の改革はない、このように私は思いますので、そのあたり、大臣、いかがお考えでございますか。

○副国務大臣 最後が一番重要なことをおっしゃったと思います。今までのやりとりの中で、先生がお考えになったそのことに對しても私も重く受けとめております。

現段階におきまして、私は財投の改革というものを、御存じのとおり、もう釈迦に説法ですから多くを語りませんけれども、財投の中からの郵貯あるいは年金の全額ということから考えていきますと、市場からの資金調達という面から考えましても、本年の四月からの財投改革に先立ちまして、私も今度、御存じのとおり、住宅公庫の住宅ローンの債権というものを新しく証券化しようというところは先ほど先生もちろつと申し上げておいたところは先ほど先生もちろつと申し上げておいた第一号として、今回は初めて公庫の公庫債と

いうものを五百億円発行するというのも、これは私は冒頭に申し上げましたけれども、二十一世紀型ということ、これの一つのことだということにお受けとめたいだいたいと思います。これを実施することによりまして、私も、平成十三年度予算案におきましても、証券化に對します調達額、これを約四倍の二千億円としていたということも御了解賜りたいと思つたので、財投に對しまして私たちが確かな対応を図つていこう。

先ほどから先生が少しづつ改善しろよというふうにおっしゃいましたので、私たちもそういう方向で、今回は第一号であるということも、やはり先ほど申しましたように二十一世紀型であるということもぜひ御理解賜り、またそのことに對しまして、今後は、対象分野あるいは対象事業の見直しにつきましても、耐久性の高い住宅供給への融資の改善あるいは寄与、そういうことに對しては努めていきたいと思つた。

きょうの大変前向きな御議論をいただきましたので、大臣のためにおっしゃっていただきましたが、私のためではなくて、国民の皆さんのためにきょうの審議が有効に伝わるようにと思つております。ありがとうございます。

○榊床委員 時間となりましたので終わります。が、最後に一言だけ。

その財投の話で、結局、財投債が四十兆以上出たわけでありまして、財投債というのは結局は形を変えた国債に近いわけでありまして、そうすると、一般会計の国債よりも多くの同じような国債が発行されるということですから、二十億と言わずに、可能であるならば、もう十兆円全部公庫債で賄えるように、そういうことになれば公庫が幾ら何を言つても何の問題もない、このように思ふので、徐々にはなくてはならない切った早い改革を心からお願ひ申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○赤松委員長 山田正彦君。

○山田(正)委員 自由党の山田正彦です。今、日本の不景気も大変なところまで落ち込ん

でまいりました。御承知のとおりです。失業率も史上最大というところまでまいりましたが、その中で、各金融機関の不良債権、これを何とかしなければ大変なことになるんじゃないかと海外からかなり御指摘があるようです。

住宅金融公庫、言つてみれば金融機関の一つだと思ふんですが、ここでの不良債権、いわば支払いが不能になった部分とか、あるいは将来支払いが困難と思われるような債権とか、そういう金額について、今現在どれくらいあるのか、ひとつ公庫の総裁からお聞きしたいと思ふます。

○望月政府参事人 お答え申し上げます。

十一年度末のことで申し上げます。参考までに、これは貸付金の残高が公庫からは七十四兆五千四百億円という数字でございますので、〇・五六％という状況に相なつております。

こういった不良債権が出てくるということは、基本的には私どもの経済状況が非常に悪化しているということが主な要因であるわけですが、その中で、住宅ローンを抱えている家計をめぐる環境が非常に厳しい、こういったことで、残念でございますけれども、まだ増加が懸念されるというのが率直な感じでございます。

○山田(正)委員 七十四兆のうちの四千六百三十三億が滞っている債権だとすれば、そんなに大きな金額とは言えないと思ふんです。

ところで、私は弁護士もしておるものですが、いわば破産、自己破産の相談というのは現在大変多いわけなんです。東京でもこの前ありました。住宅公庫からお金を借りていらしたけれども、このような状況でリストラを受けた、昨年まで払えたけれどももう払えなくなつてしまつた、払いたけれども食べるためには払えないんでどうしようもないんです。そうしながら六カ月がたつた。内容証明郵便が来た。それで私のところに御相談があつたので、私は公庫の方に連絡したわけなんです。もししたら、公庫の方では、それ

こそ本で鼻をくくったような回答しかいただけなかつたんです。一年半ぐらい前の話です。

今、自己破産といいますが、それがかつての十倍、今十一万件ぐらい出ていますか、その中で三分の一ぐらいは、住宅ローンによる圧迫、支払い困難になった、そういった事情による破産者が多い、私はそう考えておりますが、公庫としては、そういった支払いが困難になってきた人に対する対応といえますか、それはどのようにされておりますか。総裁にお願いいたします。

○望月政府参考人 今先生がちょっとおっしゃった具体のケース、公庫の窓口がけんもほろろなどというお話、そういうケースがちょっと存じ上げなくて本当に失礼いたしますけれども、基本的には私も、そういうことのないように、いわば親身な対応ということに努めさせていただいていきます。

具体的にちよつと申し上げさせていただきますと、先ほど申したように、ローン破綻の方々あるいはその前の段階の延滞状況に入つた方々、こういった方々に対して、私も公庫の支店、あるいは事務をお願いしています金融機関の窓口、こういったところに相談窓口を設置いたしまして、まず相談にしっかりと乗る、これに最大限努めさせていただきます。

相談といつても、ただ口先の相談では決して済まないわけでございまして、当然ながらお困りの事情等々がいろいろございます。

一般的に私も、そのお困りの事情等を踏まえながら、例えばボーナス併用をやっている方について、取りやめて一本の返済方法に切りかえるとか、実はこれはちよつと解説させていただきますと、夏、冬のボーナス期に何十万円か払うというふうなローン返済計画を組んでいらっしゃる方が結構いるんですけれども、そういった方々についてはボーナスが出なくなつたということでもって破綻してしまうということが結構あります。

そういった意味で、ボーナス併用返済という方式を変更するとか、あるいは、法定期間内で、実

は三十五年という期間で融資申し上げますけれども、それが三十年で借りているとか二十五年で借りているという方もいらっしゃるわけですし、そういった方々については法定期間内で目いっぱい期間を延長して再計算するとか、あるいはまた、元金均等でお返しするという約束で融資している方々については元利均等方式に変更するなどの変更をやっています。参考までに申し上げますと、平成十年の四月から十二年の十二月まで、昨年暮れまでですけれども、十万八千件の返済方法の変更をさせていただいています。その間において相談に乗つたものが十九万件に上ります。

とりわけ、ちよつとこれは先走つた答弁になるかもしれませんが、返済困難者の中に、実は平成五年度、六年度に行いましたゆとり返済方式を利用された方々がございまして、これは、当初五年間は七十五年間の返済期間で計算した額を毎月払つていただく、こういうことでやつた方々が、ちよつと六年目に入つてくるといったときに非常に返済額がふえるということがございまして、そういった方々に対しては返済期間を十年間延長するというところでございまして、これを十年からやつておりますけれども、平成十年四月以降、一万件の変更をさせていただいています。

それから、さらにもう、言つけ加えますと、昨今のいわゆる厳しいイリストラ、今先生おっしゃつたような、経済が厳しい中で、倒産等々が相次いでいる中で、返済ができないという方々に對しましては、これは平成十年の十月に閣議決定していただいたのを受けて、十年間の返済期間の延長とか、金利の三年間据置期間を設定するなど措置を講じまして、これも一万七千件の方々の変更をさせていただいているということをしております。

私も、とにかくこの問題は、非常に厳しい経済環境の中でございまして、公庫は融資を申し上げてそれで済むというものでは決まてないわけですし、また、返済してもらえればいいとい

う単純な割り切りではなくて、その人の事情に應じて、丁寧な相談に乗り、現実的な返済方法の変更に応じさせていただいているという次第でございまして。

○山田(正)委員 そのゆとり償還の問題を聞こうかと思つていましたら、今総裁からお話がありまして。

実は、十年間返済を繰り延べしたというんですか。というのは、従来五年間だけはほとんど利息に近い支払いで、それから急激に、例えば平成十年、十年から支払いが大きくなりましたね。それを従来の支払いのままであと十年間を続ける、そういうことでいいわけですか。

○望月政府参考人 平成五年度、六年度に、我々はスーパードリと申していますけれども、特に当初五年間は返済期間を七十五年で計算して、それで出てくる月別の元利返済額をお払いいただく、そのかわり、六年目からは通常のルールに戻したもので返済していただく、こういうスーパードリという制度をやっております。これが、六年目から実は一・八倍ぐらいに月別の返済額がふえてしまう、こういう状況が出るということで、また特別の対応が必要である、こんなことでやらせていただいています。

○山田(正)委員 その内容なんですけれども、七十五年の返済で来た五年間と同様の条件で十年間延ばすということですかと聞いたんです。

○望月政府参考人 返済期間を十年間延ばすから、七十五年そのものは関係ないんです。

○山田(正)委員 いやいや、支払いの元利です。

○望月政府参考人 そうです。

○山田(正)委員 細かい論議をこれ以上するつもりはありませんが、仮にこのままでいったとすると、十年間の支払いを延長する、期間の延長が何かわかりませんが、いずれにしても先送りされる。実際、さらにまた、これからなおお払いになつていくであろうという潜在的ないわゆる不良債権の金額というものは、いわゆる支払い困難になるであろう金額というのは、かなり、四千六百六十

億どころじゃないんじゃないか、私も実務で破産事件をやつてきてそう感ずるところがあるわけなんです。

そういったときに、実はこの四月から民事再生法という、個人の民事再生、いわゆる住宅ローンに對しても新しい法律が適用されていくわけですから、そのときに、公庫としては、各金融機関がやっているように先送りするんじゃないかと、その時点で融資残高を、もう支払えないと思う人に対しては担保価値に見合うところまで債権放棄する、そういうところまでお考えはないのかどうか、それを総裁に伺したいと思います。

○望月政府参考人 これは先生御専門ですので私が言うのも失礼かと思いますが、民事再生法の内容について一言申し上げさせていただきます。

結論を申しますと、特に住宅ローンの関係で、今申しましたように、元利金の減免ということとはちよつと想定されていないというふうな我々は理解いたしております。

したがって、できることは、返済期間を最大十年間延長するとか、あるいは最長五年間の元金の一部据置きを行うということでございまして、要は、民事再生法で再生計画をおつくりになり、裁判所の承認をいただくまでのそのプロセスにおいて債権者はしっかりと相談に乗る、こういったことが非常に重んじなかつたかと思つております。そういった中で再生を願う、また、その間に、公庫としてのアドバイス、相談を十分にやつていく、こういう構えでおるところでございまして、くどいようですけれども、元金、利息等の減免ということについては想定いたしておりません。

○山田(正)委員 いわゆるこの金融機関でもそうですが、例えば三千五百万のローンが残つていて、担保価値が一千万しかない、あと二千五百万については、もう失業して仕事もなく、支払い能力もない、そういった場合には、当然、民間の各金融機関でも、そういう不良債権を早く償却しなさいと。これは、ダボス会議でも、パレルモの

G7でもはつきり指摘されていることなんです。日本の経済はまさにこれをあいまいにしてきたからこういう状況に陥ったのであって、公庫としても、今言ったように、不良債権としてもう支払いができないという債権が、千万、二千万とはつきりしていると、いわゆる民事再生とかそういう法的な手続があれば、減免に应じられないじやなくて、裁判所の手続ぐらいいは少なくとも減免に应じて債権の償却をしていく、そういう態度が必要だ、私はそう考えますが、大臣、いかがでございましょうか。では、公庫総裁から先に。

○望月政府参考人 大臣の御答弁の前に一言お許しいたします。先生のおっしゃっていること、気持ちとしてはわからないわけでは決してありませんけれども、ただ、私も、やはり公庫の債権について、いわゆる減免という措置は正直言って極めて問題がある、こう思っています、ほとんどの方々、圧倒的多数の方々はやはり自力で返済を継続していただくと、その間において担保物件の資産価値が急速に減つていくというところは、みんな共通的な事象として今見られるところでございしますが、にもかかわらず、ほとんどの方々は一生懸命お払いいただいている、これがまず一つ。

それからもう一つは、やはり公庫の融資については、税金の投入、しばしば先般から出ていますように、例えば十二年度でいえば六千億いたっているというふうな話もありますけれども、そういったことでもって、既に金利設定の中でもって国費をいただいて、その上に今申しましたような回収段階でのさらなる減免ということをやりますと、これは国費の二重の投入というふうなことになる、大変過大な財政負担になってしまふ。こういってことを考えますと、正直言って非常に困難である。こういうことを御理解いただきたいと思います。

○山田(正)委員 今総裁はどのようなお話をされますが、もう一回、ちよつとくどいようですが、三千五百万借り入れて、価値が本当にどんどん下がってきても、これをそのまま残したら絶対公庫として回収不能なわけですが、失業してもう仕事もない、ほかにも債務があるとなれば、そういう場合に、本来なら、これを早く償却する、いわゆる債権放棄する、その方が、借りてある側にしても、そして貸している側にしても、不良債権を先送り先送りして、ちやうど今の日本経済みたいな、そういう形にならないように、公庫としてはそのけじめをきちんとやるべきではないのか。扇大臣、どうお考えでしょうか。

○扇大臣 今山田先生のお話を伺っております、私はまさに住専のときのことを思い出しました。

○山田(正)委員 実際の話として、具体的に、できるだけ支払いを延期してもらおうとか金利だけにしようとか、最近そういう努力をしているというところで、私としてもよかつたかなという思いがあるわけですが、新しくできましたいわゆる個人の民事再生、その中の住宅ローンの扱い、これは大きな問題になってくるわけですが、これも、公庫としては国民の税金なので減免にしようとしても、必じられないというお話ですが、まさに、裁判所を通じて客観的にその人の支払い能力、担保価値等を考えて、こういう条件で破産に至らないように何とか救おうというのがこの法律の趣旨ですから、そういう意味では、税金だから、いわゆる財投で借りているお金だから公庫として、はそういうことはできないんだという、そういうかたくなな考え方はなく、当然のことながら、金融機関として、いわば裁判所のそういう民事再生の再生条件については必じていく、そういう前向きな姿勢、それがぜひ必要だと思うんですが、大臣、それはいかがでございましょうか。

○望月政府参考人 お答えの前に、先ほど先生が、公庫の担当窓口の、木で鼻をくくったような言いまじり、冷たい対応という御指摘がございました。具体のことを本当に承知してないことを、不明を恥じるわけでございますが、職員に対して、我々組織挙げまして、くれぐれもそういったことのないようにしっかりと相談に應ずるようになつて、再度確認させていただきたいと思ひます。

また、おっしゃる通りに、保証協会に渡ったときの問題、これが多分多々あるうと思ひます。延滞して、私どもが機関保証を保証協会から代弁を受けて、その後保証協会が債権履行する。この間においての態度というものが、今お話ありましたけれども、これは私は、理解の中では、保証協会

か、もう返せないんだから、端的な言い方をすれば、棒引きにしろよというふうなことに聞かしては、まじめにお返しをいただいている人との格差をつくり、かえって不公平になる。国民の皆さんの中にはそういう考えをお持ちになろうと思ひますので、現段階では、平成十年からとり得る最大限の努力をし、相談窓口にもちゃんと御相談いただいて、変更可能だということもお含みおきいただきたいと存じます。

○山田(正)委員 今、山田先生がおっしゃったことがまさにそのことでございまして、私が申しました相談窓口といふのも、そのことを正直に窓口にお話しただく、それぞれの、民法は民法で、の解釈がある、だから、こうしてほしいんだけれどもどうだろうか、そういう御相談をまず段階的にしていただくのが一番公平なことであつて、もう返せないから、民事で決まったからこれはすばつと棒引きにしろよということでは逆に不公平になろうというのを私は先ほど申し上げました

ので、ぜひ、こういう相談窓口を御利用いただいで、御相談に乗っていただきたいと存じます。○山田(正)委員 実際に住宅ローンで悩んでいる。そして、支払いに困っている。そして公庫も、私自身が電話しても、本当に木で鼻をくくったような返事、二件ともそういう話で、住宅保証協会の方にもう回りまわつたから、そちらの方とお話ししてください。住宅保証協会では、淡々と競売の手続をやります、話し合いには応じられませんが、我々は弁済したのであります。これが実態なんです。決して、今公庫総裁が話しているように、そういう大岡越前守みたいな取り計らいをしている、これではないのが実情なんです。ぜひ、そういう意味では、大臣もその辺は考えていただきたいと思ひます。

同じく、融資の問題でもう一つ。高い金利のときの五・五%。今たしか二・六%ぐらいだと思ひますが、これを何とかさまで下げてもらえないか、そういうお話はよく聞くことなんです、それが、それについては、総裁、どうですか。

○望月政府参考人 お答えの前に、先ほど先生が、公庫の担当窓口の、木で鼻をくくったような言いまじり、冷たい対応という御指摘がございました。具体のことを本当に承知してないことを、不明を恥じるわけでございますが、職員に対して、我々組織挙げまして、くれぐれもそういったことのないようにしっかりと相談に應ずるようになつて、再度確認させていただきたいと思ひます。

また、おっしゃる通りに、保証協会に渡ったときの問題、これが多分多々あるうと思ひます。延滞して、私どもが機関保証を保証協会から代弁を受けて、その後保証協会が債権履行する。この間においての態度というものが、今お話ありましたけれども、これは私は、理解の中では、保証協会

か、もう返せないんだから、端的な言い方をすれば、棒引きにしろよというふうなことに聞かしては、まじめにお返しをいただいている人との格差をつくり、かえって不公平になる。国民の皆さんの中にはそういう考えをお持ちになろうと思ひますので、現段階では、平成十年からとり得る最大限の努力をし、相談窓口にもちゃんと御相談いただいて、変更可能だということもお含みおきいただきたいと存じます。

○山田(正)委員 今、山田先生がおっしゃったことがまさにそのことでございまして、私が申しました相談窓口といふのも、そのことを正直に窓口にお話しただく、それぞれの、民法は民法で、の解釈がある、だから、こうしてほしいんだけれどもどうだろうか、そういう御相談をまず段階的にしていただくのが一番公平なことであつて、もう返せないから、民事で決まったからこれはすばつと棒引きにしろよということでは逆に不公平になろうというのを私は先ほど申し上げました

ので、ぜひ、こういう相談窓口を御利用いただいで、御相談に乗っていただきたいと存じます。○山田(正)委員 実際に住宅ローンで悩んでいる。そして、支払いに困っている。そして公庫も、私自身が電話しても、本当に木で鼻をくくったような返事、二件ともそういう話で、住宅保証協会の方にもう回りまわつたから、そちらの方とお話ししてください。住宅保証協会では、淡々と競売の手続をやります、話し合いには応じられませんが、我々は弁済したのであります。これが実態なんです。決して、今公庫総裁が話しているように、そういう大岡越前守みたいな取り計らいをしている、これではないのが実情なんです。ぜひ、そういう意味では、大臣もその辺は考えていただきたいと思ひます。

も、代弁したから右から左へすぐということではなくて、できるだけまたその段階でも債務者との御相談を濃密にやるという努力をしていると承知していますが、さらに入念にこの辺を私どもからも要請してまいりたい、このように思います。

それから、問題は、過去の既往の融資にかかわる高金利口といましようか金利が高いものと現行金利の低い部分、こういうたものを見たときに、何とかその借りかえを認めるとか、あるいは金利を何とか減らせとかいうふうな御意見でござ

いますけれども、これもまことに冷たい言い方に聞こえるかもしれませんけれども、私ども、金融の基本原則というものを踏まえまして、かつ公平の観点ということを考えますと、ある意味では、そういうことをやりますと、もともと私ども公庫にできる機能を持つておりませんが、財源的にも

手当てはありませんけれども、やはり、ある種のモラルハザードに結びつくんじゃないか。こういったことも懸念されるところでございまして、まことにいろいろな事情はわかりますけれども、過去においてお貸した金利というのは、それを前提に長期で着実に御返済いただくということ

を基本にさせていただきたいと思います。これは公庫の都合ではなくて、そうでないと、そういうことをやれば、さらにまた財政負担が膨大なものになるということが当然でございます。

ちよつと参考までに、もし仮に全部をやつたとした場合、全部というのは、今まで七十四兆円融資していますが、現在の金利だと三・七％くらいでお貸ししています。それに対して、現在融資し

ている基準金利は二・六％です。これを、極端に言えば全部を入れた場合どのくらいになるかという、毎年毎年七千八百億円からの財政負担を伴う。これは参考までに申し上げますが、それ

以前に、金融の基本原則からして、やはりそれについては、まことに心苦しい答弁になります、なかなかこれではできない、こう申し上げさせていただきます。

○山田(正)委員 大臣もお聞きになつておつたと

思います。公庫の方は窓口でもって十分相談してそれだけやっているじゃないかと先ほど大臣は言われました。ところが、金利が五・五のものを、今貸している金利の二・六にまで下げられないう、それはできません、そう言っていて、本當に公庫は、相談窓口でもって、いわゆる困っている国民のためになっているのかどうか。どうも大臣としては言えないようですから、副大臣、高橋先生に御答弁を。どうお考えでしょうか。個人的見解でも結構です。

○高橋副大臣 融資の問題については、公平性も持たなきゃいけませんし、御意見の中で困った方への救済という意味もわかりますけれども、公庫としての今までの沿革、また大臣が先ほど申し上げましたような理由から、ちよつと先生の御提案というのは無理かとも存じます。

○山田(正)委員　公庫も、そして政治家の我々の代表である大臣も副大臣も、本当に木で鼻をくくつたような、失礼申し上げました、丁寧な御答弁だと思われませんが、本当にいわゆるリストラ等々に遭つた国民としては、もつともつと思ひやりのある公庫の貸し付けであり、公庫の回収で

あつていいのではないか、その点をよくよく御認識いただければと思います。

それから、公庫の問題で最後に一つ。

先ほど樽床議員が、官の民に対する圧迫、そう

いう論議をやっておられましたので、それに關してですが、今度の法改正でもって住宅融資保険、これを九〇%から一〇〇%に妾えた、この切りかえによって、公庫が民との競争、いわゆる競争を

して融資を争っていくというのではなくて、民が主体としてやることに對して、公庫の、官の方が住宅ローンの保証という名目のいわゆる肩がわり、保証をやっていく、そういうことによつて、

かなりの部分を保証料でもって運営していくとい
う公庫の形をとっていけば、いわゆる民営化と
かということは避けられるのじゃないか。先ほど
樽床議員の話を聞きながら、いわゆる一〇〇%保

険、これを活用してやっつけていこう、そういう考え

方、これは大臣、いかがでしょうか。

○望月政府参考人 いささかくどいかもしれませんが、公庫の業務の大きな柱に、これまでも民間の住宅ローンについて融資保険をつけるという業務をやらせていただいております。

問題は、その業務について今回またさらなる拡充をお願いしている、こういう経緯でございますが、前提といたしまして、公庫の総裁としての考えを一言申し上げさせていただきますと、先般来しばしば御議論ありますように、公庫の担うべき

住宅金融の使命、役割というものについて、私どもは今後ともやはり直接金融というのが基本であつていく必要があるのじゃないか、こんなふうに置いているわけですが、その間において、一般の融資保険制度はあわせてやつてゐるわけですが、今までの九割てん補というものを。○

○%でん補しよう、補てんしよう、こういうものでございます。これを今回あえて提案させていただいている事情は、基本的には官民協調、官民の望ましい協調路線というものを目指す一歩であることは間違いございません。

直接的には、特別割り増し融資制度を今般五カ

年間延長させていただきますが、その間において、重点化という観点から金額を減額するという部分もございます。そういった部分について、あわせてこの融資保険一〇〇％補てんをやることに

よって両々相まったエンドユーザーサービスができるように、こういった思いをお願いしている次第でございます。

のスキームに新しい制度のスキームをつけ加えるということになるわけでして、我々としては、これについては今までと同様にいろいろな審査を金融機関でやっていただくわけでございますけれど

も、融資審査に当たっては、基本的には公庫の融資審査と同様なことを踏まえていただきたい、かように思っています。

もちろん、個々の金融機関の独自の審査基準を

満たすことは当然でございますが、プラスして、

例えば月別返済額が、私ども公庫の一番大事な部分ですけれども、毎月々の返済額が、年俸の十二分の一ですけれども、収入の二〇％以下であるようにということの基本原則に置いていきます。そういうことはちゃんとクリアしていただくような融資についてお願いしたい。保険をつけるとか、こういうことでございます。

そういったものを踏まえながら、基本的には、公庫と民間金融がよりよい関係で協調できればいい、と、こういう思いを持っているところでございます。

○山田(正委員) どうも総裁のおっしゃっていることは聞いていてよくわからなかったのですが、前向きに、民官の協調という形で保険の分野を十二分に活用していただければと、そう思います。

次に、高齢者住宅の法案の件で、今村政務官にお聞きしたいと思います。

この住宅供給促進について、いわゆる補助金を出すということになっております。この補助金は、三分の一を地方自治体でも出すようになっておりますが、地方自治体というのは、各市町村とというのは大変今財政が厳しい状況です。そんな中で、こういう制度ができた。確かにいい制度だけ

れども、本当に地方自治体は高齢者に対してそれだけの補助金を出せるのかどうか、今村政務官、どう思われましようか。

○今村大臣政務官 ただいまの御質問でございま

すが、端的に申しますと、いわゆる補助の対象としては、高齢者向けの、階段とか手すりとか廊下とか、そういった共用部分、これが大体今建築費の三割ぐらい占めると言われておりますが、その

うちの三分の一を地方公共団体が負担する、そして三分の一を国が負担するということになります。ですから、そういう意味では、建設費の一割の負担になるかと思えます。これが建設費の補

それから、家賃の補助もごいますが、これは
いわゆる地場の相場と、本人の御負担願う水準
と、その差をまた半分ずつ持つという仕組みでこ
助。

ざいます。

そういう中で、これは、例えば公営住宅を地方公共団体なりが直接建てられるとすると、実は全建設費の二分の一の負担になるわけでございします。ですから、例えば一千万円かかったとすると、直接公営住宅をつくると五百万円負担しなきゃいけない。しかし、この制度を使いますと地方自治体は百万円内済むということになります。したがって、今後、こういった民間の金も活用しながら、できるだけこういった供給をふやしていくということになれば、地方自治体としてもむしろこういった制度を活用される方がいいのじゃないかというふうに私は思います。

そして、これにつきましても、よく地方自治体の方のニーズの把握等もしつかり行いましてこの建設の計画を進めてまいって、自治体に無理がないように、そしてできるだけ潤滑にこれが供給できるように、そういうことで進めてまいりたいと思います。

○山田(正)委員 よくお話はわかるのです。地方自治体で高齢者のための、いわゆる身障者のためのそういう住宅を用意するところはわかるのですが、それができないような、一部できたとしても、それ以上できないようなところに、ところがどんだん世の中は高齢化が進んでいく、そうするとどうしてもそういう部分が必要になってくるが、そういったものに対して、国としては特別な交付金とか何らかのそういう措置を考えているということではないのでしょうか。

○今村大臣政務官 これはむしろ総務省の範疇に入るかもしれませんが、できるだけそういった事情をよく配慮して、今後の福祉政策の一環も含めて、私たちもこれについてぜひお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

○山田(正)委員 家賃の減額の補助というのは大変おもしろいと思うんですが、家賃を補助してやるということ、これをどの程度の収入の人に対してできるのか。

もう一つ、私、テレビで一度見ていましたら、ホームレスの女の方が、生活補助をもらわなきゃ

生活できない。ところが、生活補助をもらうのに、どこに住んでいなきゃいけない。家を借りようとする、なかなか貸してくれない。やつと借りたかと思ったら、すぐに追い出されて、結局、もう一度路上生活のホームレスでさんざん目にあう。ドキュメンタリーだったと思うんですが、福祉事務所も警察も、みんな何もできなかった。

そんな中で、家賃の減額の補助とか高齢者に対する入居時の家賃の六カ月の保証とかというのは大変いいことだ、そう思ったんですが、そういった場合、そういう人たちに對しても、そういう保証とかあるいは減額の補助とか、そういうことも含めてできるのかどうか、ひとつ政務官に重ねてお聞きいたします。

○今村大臣政務官 今回の制度は、高齢者向けの居住用住宅を確保する、なかなかお年寄りに貸してもらえないということを主眼に置いていますので、ホームレスの方までは正直言っちゃって手が出ないというのが実情でございます。

○山田(正)委員 それは確かに無理かもしれませんが、高齢者対策としてはとあれ一歩前進だ、そう思われますので、ぜひよろしくお願いしたいと思ひます。

大臣に、この法案のことで、予定されている第六十六条ですが、当該賃借人の死亡があったことを知った日から一カ月を経過するまでの間に認可事業者に対し認可住宅に引き続き居住する旨の申し出を行ったとき、これはどういうときかと申し上げますと、二人いた、御夫婦でいた賃借人の一方の配偶者がいなくなつたときに、亡くなつて一カ月以内に申し出があったときにはその方も、終身賃借の件ですが、そのまま居住を続けてもいいよ、そういう法の規定だと思ひます。

一カ月といふと、例えば亡くなつて一カ月というのは、葬式してばたして間にも過ぎ過ぎてしまう。その間に申し出をしなければもう出ていきなさいということになってしまう。民法

上の借家法ですと、申し立てをしなくてもそのまま居住できますね。そういう意味では、今回の法改正というのは同居居住者にとつては大変厳しい内容になつていくわけなんです。例えば、民法の場合でも、相続の放棄等も亡くなつて三カ月という期間があるわけです。亡くなつて三カ月でも、実務の扱いでは、相続を放棄できることを知つてから三カ月というふうに、大体判例もそう扱つてくるようになりました。

そういう意味では、申し出ればそのまま引き続きその家に賃借が継続できますよということを知つて亡くなつた後知つてから、そういうことを知つてから一カ月、そういうふうな解釈しなければいけないんじゃないか、そう私は考えるんですが、政務官、いかがでしょうか。

○今村大臣政務官 先生御指摘のように、確かに私も一カ月というのはどうかなというふうに正直に思つております。それはもう、お通夜があつたお葬式があつたり、あるいは初七日だ何だ、あるいは都会では死んでからも住宅難、お墓探しはなかなかままならないとか、そういうことで一カ月というのはすぐたつちやうんじやないかなという感じはいたしております。

ただ、今回の終身賃借権というものは、高齢者の方にできるだけ貸しやすいたいと思います。あるいは借りやすいたいと思います。そういう面もこれは考慮しなきゃいけない、そういう意味では、先生今おっしゃいました借地借家法の規定なりあるいは相続放棄の規定は、これはある意味では非常に権利を強く認めてあるわけでございます。しかし、これを余り強く認めると、逆に、やはり貸す方がためらつちやうんじやないか、その辺の兼ね合いの問題で、一カ月ということにさせてもらつていくわけでございます。

しかしながら、私が当初申しましたような問題点もあるかと思ひますので、できるだけこれを契約の際にしっかりと周知徹底させるなり、あるいは、ここまで踏み込んで言つていいかどうかかわかりませんが、例えば契約の際の約款なりなんなり

にそういったことを特別に盛り込んでもらうような仕組みでありますとか指導でありますとか、そういったことをして、できるだけこういった方の権利の保護といふことが、そういったものはないか、そういった面を確保してサポートしてあげたいというふうに思つております。

○山田(正)委員 これは法律ができることで、法律の解釈として将来のために言つておきたいと思いますが、この一カ月というのは、いわゆる死亡してから一カ月ではなく、申し出れば残された高齢の配偶者の方はまたその人が亡くなるまでそのまま住めるんです、そういう事情を知つてから、亡くなつてからというのを知つてからの意味だということに私は私としては解釈、運用すべきである、そういう意見を述べさせていたいて、この質問は終わらせていただきたい、そう思ひます。

次に、家賃の滞納保証。家賃の滞納保証、六カ月間は滞納保証をしましょう、高齢者がなかなか入れない、その入れない高齢者に対して、大家さんに対して六カ月間は家賃の保証をしましょうかという法律の趣旨だと思ひます。

普通、敷金とか権利金とか礼金、一月とか二月とかということはあると思ひます。あるいは、六カ月の家賃滞納、普通は六カ月の家賃滞納で内容証明郵便が出され、出ていってくださいという形になると思ひますが、普通、一般に明け渡しまで進まれるというのは六カ月以上たつてからの場合なんです。そうすると、実際、実務の扱いとして、大家さんとしては、本当に六カ月ぐらゐの保証でいいのか、これは期間としては短過ぎるのではないのか、そういう気がするわけですが、それについては、副大臣、高橋先生、どうお考えでしょうか。

○高橋副大臣 今お話のありました家賃債務保証の期間は六カ月で十分かということでございします。この債務保証は、高齢者の入居敬遠傾向の強い民間ということをお考えいただけますと、高齢者のために賃貸住宅を提供してもらうために登録制度と一体的に設けようという趣旨でございます。

ので、六カ月というふうを決めてきたわけでございます。

家賃を一定期間以上滞納いたしますと、家主から、債務を不履行した、こういうことで解約、退去を求められることとなりますが、大体、家がなかなかお年寄りに借りられないということは、高齢者の入居を敬遠する傾向とか、病氣、事故の不安とか、家賃滞納の不安ということもございまして、滞納後二、三カ月で明け渡し請求を行い、六カ月程度で実際に退去に移るといふことが通常です。六カ月、こういうことにしたわけでございます。

家賃滞納保証の履行の対象となった高齢者には、やむを得ない事情で困窮状態に陥っているといふような場合には、高齢者の状況に応じて、御承知の福祉施設や公営住宅に関する必要な情報提供がされますように関係者間で緊密な連携を図っていき、こういうことでございまして、家賃債務保証のほか、高齢者に対する福祉サービスの面につきましては、福祉部局との連携を一層強化していきたい、こう考えているところでございます。

具体的には、都道府県や市町村の福祉部局と指定登録機関などが適宜情報交換を行うための体制整備などの環境づくりを行って、今後厚生労働省と国土交通省の間で協議を進めることとしておりまして、このことにより高齢者の入居を拒否しない住宅の登録が促進されるように期待しているところでございます。

○山田(正)委員 今副大臣から六カ月過ぎた後福祉の方で対応していきたいという回答でございまして、今の状況ではそれしかないかな、やむを得ないかなという気がしないでもありませんが、そういう形でも、何せ高齢者が入った後の対応等々も十分に検討いただければと思います。

実は、保証する機関ですが、高齢者居住支援センターを予定しているということなんですが、高齢者居住支援センターというのは、どういう団体でどういう仕事をやっているんでしょうか。これ

は、同じく副大臣にお願い申し上げます。

○高橋副大臣 登録制度、高齢者への家賃保証制度の概要でございますが、これは、高齢者世帯の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度の創設というふうな問題でございまして、登録された住宅を対象とする滞納家賃の債務保証を高齢者居住支援センターが実施するということになっております。

まず、高齢者居住支援センター、これは基金の設置で国費二十億円というところでございまして、これから高齢者世帯の入居を拒まない住宅の登録を受けまして、都道府県が指定登録機関となり、情報を一元化したしまして、そして高齢者単身・夫婦等へ周知徹底される、こういうことでござい

ます。仕組みとしては、高齢者が支払う保証料及び基金二十億円をもとに、大家さんに対して家賃保証を実施いたします。先ほど申し上げましたように、対象住宅は登録された賃貸住宅、対象世帯は高齢者単身・夫婦世帯等、保証対象は家賃の六カ月分を限度、保証期間は、更新は可でございますが、二年間、保証料は月額家賃の二％程度、実務的には二年間分を一括払い、こういうふうな仕組みと承知しております。

○山田(正)委員 私が聞いたのは、そういう趣旨じゃなかったんですが。

いわゆる高齢者居住支援センターというのは、財団法人なのか社団法人なのか、どういう仕事をしている団体かよくわかりませんが、行政改革の大綱に従って、いわゆる公益法人、そういうものができるだけなくしていこう、むだなものをなくしていこう、これが建前だと思うわけです。その中で、今回このような高齢者居住支援センターに保証させるということはいかがなものか。

大臣にお聞きしたいと思うのですが、同じ保証だったら、先ほどの住宅金融公庫も保険業務をやる、保証業務をやりますと言っているわけですから、そういうところにやらせるべきなんじゃないか。そして、住宅支援センターという、財団法人

か何か知りませんが、そういうものはもうほとんど廃止していかないじゃないか。大臣も同じ考えたと思いますが、最後になりました、ひとつ大臣からお話いただければと思います。

○副大臣 今お話を伺っております、センターの話が出てまいりましたけれども、少なくとも高齢者居住支援センターは、家賃の滞納等に関する債務保証業務に加えまして、高齢者の居住の安定を図る、そういう観点からも、情報提供のサービス等々の業務を行う機関としてあるのは先

生御承知のとおりで、今も副大臣から申し上げたとおりでございます。先生がおっしゃいました、保証であれば公庫の保証協会というお話もございましたけれども、公庫保証協会は住宅金融公庫が行います住宅の融資の債務保証を行っておりまして、債務保証のノウハウはございまして、高齢者の居住に関する専門的な知識というものは十分とは言えない、そういうものを有していないというのが現状でございます。

高齢者向けの公共住宅の管理運営や高齢者向けの住宅の調査研究等を通じては、むしろ、高齢者の居住に関する専門的な知識あるいはノウハウ等を有しております。これを蓄積して持つております高齢者住宅財団が行われることが効率的であり、かつ高齢者の皆さんに対しては一番適切な対応ができる、そういうことのために今回はこういうふうな扱い方をさせていただいたというのが現状でございます。私は、両々相まって、お互いの特徴を生かしながら、より高齢者の皆さんに親切、適切な指導、そして親切な対応ができるということでの指定だといふふうにお考えいただきたいと存じます。

○赤松委員長 山田君、そろそろ締めてください。○山田(正)委員 もう、すぐ終わりますから。高齢者居住支援センターというのは、いわゆる高齢者の情報等についてというのが、高齢者

のいろいろな情報を集める財団法人、そういったものは全くむだなんじゃないか。また、公庫保証協会が保証じゃなくて、公庫そのものが保険業務をやっているから、各銀行に対する融資の保証をしていると同時に、大家さんにそういう保証をしていってもいいんじゃないか。官民のすみ分けと申しますか、そういったことからして、できるだけそういうむだな公益法人をなくし、そして公庫にそういった分野でやっていただく、そういう考えで取り組んでいただければと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○赤松委員長 午後一時四十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時四十分休憩

午後一時四十分再開

○赤松委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。佐々木秀典君。

○佐々木(秀)委員 民主党の佐々木秀典でございます。

私は、当委員会の委員ではないのですけれども、機会をいただきました。この法案審議の最後の質問者ということになりました。恐らく、これまでの同僚委員の質問、いろいろな角度からの御質問があったことと思ひますけれども、重複する部分があるとすればお許しをいただきたいと思います。

私がきょう質問の機会を得させていただいたのは、一つは、先般、私の地元は北海道の旭川市という寒冷の地でございますけれども、この宅地建物取引業の関係の方々、宅建協会と云っていただけますけれども、そのセミナーがございまして、そこに参加する機会を得ました。今度の法改正に絡んで申しますか、不動産業界も、様に変革を遂げようとしておられるわけですが、そんな中で、住宅建設などについて、これまで公庫が果たしてきた役割、それからまた関与の深さというのは皆わ

かつておりながら、しかし、その運用などについて、あるいはその実態について、やはりいろいろな御注文もあるわけですね。

そういうことも踏まえた上で、よりよい公庫のあるべき姿といえますか、あるいは議論されておりますように、民間の金融機関との役割の分担とか、あるいはいい意味での競争、競争といいますが、そういうようなことについても考えるべきものがあるのではないかと、そんな観点から質問をさせていただきたい、こんなふうに思っている次第でございます。

したがって、まず最初に、これはもうほかの同僚委員からも質問があるいはあったのかもしれませんけれども、今の住宅ローン貸し付けの実態ですけれども、公庫の場合と国内の他の民間銀行の場合とでどういうことになっているのか。例えば昨年、平成十一年度の住宅ローン貸し付けについての総額、これは公庫とそれから国内銀行についてどうであるのか。まず、このことからお知らせをいただければありがたいと思います。

○邊見政府参考人 平成十一年度におきます住宅金融公庫の貸付総額は、十一兆五千五百七億円となっております。うち、個人向けが十兆六千九百九十億円でございます。

民間機関が平成十一年度に新規貸し出しを行いました個人向け住宅ローンは、日本銀行の統計によりますならば、十五兆九千二百九十一億円となっております。

ういうようにまず確かめさせていただきました。そこで、何にいたしましたことになるわけですけれども、現在の公庫の貸し付けの残高、これがどのくらいあるのか。それと、その中で不良債権の額、これは法律によると六カ月以上返済が滞っているものについて不良債権としての扱いになるようにもうかがわれるのですけれども、まずそれでは、この不良債権の額といふのがどのくらいになるのか。このことをまずお聞かせいただきたいと思ひます。

○邊見政府参考人 平成十一年度末におきます公庫の融資残高は、七十四兆五千四百十三億円でございます。

不良債権という御指摘でございますが、公庫も他の政府関係金融機関と同、の基準でもって公表いたしておりますが、それが六カ月以上の延滞債権ということでございます。公庫の六カ月以上の延滞債権の件数は二万八千八百八十八件、金額にいたしますならば四千六百十三億円でございます。これは、先ほど申し上げました融資残高に占める割合といたしましては〇・五六％となっております。

なお、最近の経済状況の悪化を背景に、漸次増加いたしている状況でございます。

○佐々木(秀)委員 いずれにしても、残高が七十四兆、本当に膨大なお金ですね。人体、年度の国の予算にはちよつと足りないけれども、それに匹敵するような額ですからね。大変な金額が使われているということになるわけですね。

そのうち不良債権が、今のお話だと〇・五六％。比率的には、率的に言うところ高くはないのかとも思われるわけですが、しかし、金額に直しますと、なかなか実額としてはこれまた大きいということになる。そして、できるだけこの不良債権は出さないように、出した場合には適切な処理をしてその回収を図ってもらわなければならぬことになるわけですね。

そこで、この不良債権の処理ですが、これはどんなふうによつておられて、どんな手を用いておられるか。

そして、特に、もう御案内のように、昨年、これは私が今筆頭をやっております法務委員会が主管でしたけれども、いわゆる破綻をした企業あるいは個人について、その再生を図り、清算をして破産をさせてしまふのではなくて、何とか立ち直りを図りたいということで、民事再生法という法律ができたわけですね。

この民事再生法の個人部分の特例の中で、住宅ローンについても配慮されている。できるだけ、もうどうにも払えなくなつた、それは抵当権が大抵ついているわけですが、担保権を執行されてとられちゃうとか、あるいは競売にされちゃうとかいうようなことでなくて、せつかくに苦勞して苦勞して自分で取得したその建物、マンションなんかもそうですけれども、その住居はなるべくその人に使わせて、召し上げないようにしたいという配慮がこの民事再生法の中に働いているんですけれども、これとの絡み、今度の改正の中でも考えられているようですね。

そのことを含めて、この不良債権の処理、あるいはこの民事再生法との関連での措置などについてお伺いをしたいと思います。

○邊見政府参考人 先生御指摘のとおり、不良債権は最初から出さないようにするというのも、もちろん大前提でございます。そのために、私たち、融資の段階でしっかりと資金計画の相談もいたしておりますし、また適切な審査もいたしておりますが、不幸にして延滞になったという場合に、つきましては、公庫は、返済が滞つたというにしても、直ちに代位弁済とか競売を行うということではございませんで、返済に懸念のある債務者の方に対しては、公庫の支店、また受託金融機関の返済相談体制を整備いたしまして、親身になつて個別に相談に応じているところでございます。

その相談を通じて、債務者の状況に応じて、さまざまな返済方法の変更の措置、例えばポーンス併用返済の取りやめでありまうとか、あるいは法定期間内での返済期間の延長でありまうとか、また元金均等返済から元利均等返済に変更するとか、こういった債務者の状況に応じて返済方法の変更措置を実施いたしております。既に、平成十年四月から現在に至るまで、十萬八千件に上る返済変更の措置を講じているところでございます。また、昨今の経済動向を踏まえて、平成十年四月からは、ゆとり返済利用者に対する返済期間を最長十年延長するという特例措置も実施しております。既に、平成十年四月から現在に至るまで、一万件を超えた変更措置を実施いたしております。

さらに、勤務先の倒産等によりまして返済が困難となつた利用者の方には、平成十年十月の閣議決定に基づきまして、返済期間の最長十年の延長、また元利据置期間の最長三年の設定、また元金据置期間中の金利を五％を限度に引き下げる、こういったような措置を講じまして、返済負担を軽減し、返済が継続されるよう、困難者に対する特例措置を通じて、債務者の生活を守るという観点から、柔軟な対応を行っているところでございます。

さらに、民事再生法のお話がありました。個人民事再生法によりまして、破産するおそれがある住宅ローンの債務者が、民事再生法の住宅資金貸付債権の特則に基づいて裁判所に申し立てを行い、再生計画について裁判所の認可を受けた場合には、延滞元利金の繰り延べ、また返済期間の最長十年の延長、元金の最長五年の据置き置きが認められることとなっております。公庫といたしましては、個人債務者が、生活の基盤である住宅を手放さずに経済的な再生を果たすという民事再生法の趣旨にのつとりまして、適切に対処していく所存であります。

具体的に申し上げますならば、最高裁判所規則によりまして、債務者が再生計画案の作成を行うに当たって、住宅ローン債権者は債務者に対して必要な助言を行うことが求められているところで

あります。公庫といったしましては、返済相談の環境をいたしまして、返済困難者が適切な返済計画を立てるよう、返済期間の延長や、また元金の一部繰上置きを行った場合には、月々どのくらいの返済額になるかといったような具体的な試算を行うなど、個々の状況に応じた適切なアドバイスを行ってまいる所存でございます。

○佐々木(秀)委員 現在の公庫法では、二十二条で貸し付け条件の変更の規定がございます。貸し付けを受けた者が、災害その他特殊の事情により元利金の支払いが著しく困難となった場合に、主務大臣の認可を受けて、貸し付け条件の変更とか延滞元利金の支払い方法の変更をすることができると規定がある。恐らく、今の前段のお話は、この条文などを拡大して、よい方向で運用してきた、こういうことなんだろうと思うのです。

加えて、今お話しのように、民事再生法もできた、これも活用しながら個別に措置を図っていく、なるべく手放さないようにできるように配慮していきたい、こういうことなんだろうと思うのです。

そういうことで、あるいは期間は長引くかもしれないけれども、回収もそれによって図られる、そして債務者がせっかく苦勞して手にした住宅も手放さなくて済むということは、両方にとってもいいことですから、この辺を活用しながら、これからひとつ適切な措置をとっていただきたいと思うので、そのことを特に要望しておきたいと思っています。

それにしても、公庫は、何といっても、特殊法人ですから、民間の金融機関と違って、うんと利益を出したり、もうけたりということは必要ないわけです。これは公庫法の第一条にも目的として書かれてありますように、「国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設及び購入に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること」を目的としてつくられているわけですから、こういう目

的に沿うために、私は、特に利益を上げなくてもいいとは思いますが、そうかと言って、損金ばかり出しているのではどうしようもないわけです。ところが、実情としては、公費の投入も随分あるわけだし、なかなか利益どころでなくて、損金の方が多いのではないかとということが指摘されています。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、この公庫の融資財源ですけれども、これはもうだれもがわかるように、財投からの借入れが大きな大きな原資になっている。それでは、この財投の借入れの残高が今のぐらいいあるのか。一方、公庫の業務を達成していく中で、収入と支出と両方があるわけですが、今、収入の主なものは年間の財投の借入額ということになるだろうと思います。

それからまた、貸し付けたお金について返済があるわけですが、この返済金の収入があるはずで、それでも足りないということでは、これはまた次に支出があるわけですが、この支出との絡みになるとありますが、支出の方としては、まずローンの貸し付けがあるんです。それから、経費が要ります。職員さんが千百数十人ですから、この職員さんの給料をもちろん払わなければいけない。それから、この財投などからの借入金の返済、これは利息がかかった金です。利子も込みで払っているということになるわけですが、これが全部でどのくらいになるか。どうもそれが足りないというところで、国から利子補給などの名目で補助金が出ているわけです。この内容をひとつお話しただきたい。そして、特に国からの補助金については、昨年だけではなくて、できれば三年ぐらいい、幾ら入っているか、これをお示しください。

○邊見政府参考人 十一年度末におきます財投の借入金残高は七十四兆九百三十六億円となっております。平成十一年度決算における主な収入について申し上げます。

先ほど御指摘いただきました財投の借入金金が七兆五千八百四十五億円、それから貸し付けの回収

金は九兆千五百六十三億円、貸付金利息収入は二兆七千八百十二億円となっております。そして、一般会計からの補給金等であります、六千二百十億円となっております。

一方、主な支出の項目であります、貸付金は十一兆五千五百八十八億円、財投借入金の償還は五兆二千二百六十五億円、財投の借入金利息は三兆千八百五十五億円、それから事務費であります、人件費百四十四億円を含みます事務費が二百二十七億円、業務委託費が四百九十二億円となっております。

先生、今お話しいただきましたが、補給金は一般会計から受け入れているわけでありまして、これも、これは政策的に市場の金利水準よりも低利の融資を行うために必要不可欠なものとして受け入れているところでございまして、平成九年度が四千四百億円、平成十年度は五千六百億円、十一年度の決算は、先ほど申し上げた六千二百十億円という状況でございます。

○佐々木(秀)委員 大変大きな金額が出たり入ったりしているわけです。今ざっとお伺いをしたんですが、収入と支出を比べると、公庫の場合の収支ですが、収入と支出を比べると、支出の方がやはり大きいわけですね。だから、その分の埋め合わせとして国から援助を得ている、こういうことになるんです。

今お聞きをしましたら、例えば昨年で国からの補助金が六千二百十億円と言いました。十一年度、六千二百十億円。大体毎年同じぐらいの金額なんですか。ちょっと聞き漏らしたかな、前年度、十年度、平成九年度はどのぐらいでしたかね。

○邊見政府参考人 ちよっとおわかりにくかったかと存じますが、国からいただいております補給金は、平成九年度は四千四百億円でございます。平成十年度が五千六百億円でございます。そして平成十一年度が、今申し上げた六千二百十億円となっております。なお、十三年度予算は四千四百五億円を予定しているところでございます。

○佐々木(秀)委員 そうしますと、この三年間で

四千四百、五千六百、六千二百。ふえていきますね。一億ぐらいずつふえているんですね。これもまた大きな大きなお金だと私は思うんです。

例の住専問題のときに、国民の税金、公費を投入するというので大分大問題になった。それこそ、この委員会案、予算委員会でも大議論になったことを思い出しますけれども、あのときの公費の投資が五千億でしょう。それをめぐって大論議になっている。それから比べても、この公庫に投入されている国からの負担というのはばかにならない金額だということを、私どもとしてはやはり軽視できないと思うんです。

そういうことと絡んで、公庫のあり方の問題なんです。質問通告してあります順序をこれに絡んで少し変えたいと思います。個別の問題がこの後あるんですけども、その前に、今との関連で、この公庫のあり方あるいは改革の問題、これがこの委員会でも議論をされたと思います。

実は、私の所属する民主党では大変厳しい意見が出ております。特に、行革との絡みで、特殊法人の整理統合について、しばしば閣議でも議論がなされ、決定もされていますね、大臣も御承知のように、例えば平成九年の九月の二十四日の閣議の決定では、この金融公庫のあり方についても一定の見解が示されていることは御承知のとおり。そして、私どもの民主党の中でも大変厳しい意見が出ております。

本来、私がさっき読み上げましたように、この住宅金融公庫の存在意義、設立の必要というのは、あくまでも銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを住宅建設あるいは住宅取得に絡んで融通するんだということを旨としている。

ところが、この業務の範囲が次第次第に拡大され、公庫法も改正されて、確かにその改正によって、国民大衆というのが必要とする人々には喜ばれるような改正というのが行われたことは間違いないし、住宅建設あるいはその流動化などに貢献したということも私は否めないと思うんです。

しかし、同時にそのことが、本来民間の金融機関でできることを公庫がほとんどやっているじゃないか。一般に言われているところでは、住宅建設関係でも、この公庫のお金が約三〇％を超えて四〇％近く利用されている、それによって民間の金融機関、民衆を圧迫しているのではないだろうか。

片や、これだけの公金を使ってやらなければならぬというように考えると、もうそろそろこういう融資業務については民間の方に任せて、公庫としては、仮に存在するとすれば、本来の目的にかなうような業務の範囲を特定する、あるいは融資の対象になる人々を限定する。

例えば、まさに一般の金融機関からはなかなか相手にしてもらえないというように、あるいは相手にしてもらえないのは困難な、あるいは難しい問題がある、例えば低所得者に限るとか、あるいは社会的な弱者と言われる障害者の方だとか高齢者だとか、あるいは、この後で私またお伺いをしたいと思えますけれども、シックハウスに関連するような建物だとか、それを必要とするような人々に限るとかいうようにした方がいいのではないかとこの改革の議論がある。

あるいは、ドラスチックな議論の中には、もう公庫の役割は終わっているんだ、だからここですばつとやめた方が行政改革の理念にも合うんだ、こういう考えも出てくるわけなんです。

まず、この辺について、大臣、公庫の位置づけなどを、住宅政策との関連などでお考えになつていか、お聞かせいただけますか。

○副国務大臣 佐々木先生御不在だったと思えますけれども、けさからずっとこのことを民主党の先生方、榊床先生にももう延々と質問をいただきました。私は、民主党さんの御意見としても大変慎重に拝聴もいたしましたし、また、我々の対応しております政策もよく御説明したつもりでございますけれども、大事なことでございますので、重ねて答弁させていただきたいと思えます。その点は、重なることもお許し賜りたいと思えます。

少なくとも私は、住宅の取得という件に関しましては、年収の数倍の借入金が必要とするという、住宅を取得することが人生にとっての大きな大事業であるということ、もう私もだれしもひとしく意見が同じところであらうと思えます。この住宅金融公庫を利用する皆さん方、先ほども私申し上げたんですけれども、特に年収が八百万円以下の皆さん方が大変多く利用していらつしやる。住宅ローン、八二％の方がこの公庫を借りていらつしやるということでございますので、中低所得者と言つたら失礼ですけども、八百万円以下の本当にそういう人々にとっては住宅取得のための命綱と言つても過言ではないような今までの御利用がございます。

そして、先ほどからも、もう役目は済んだんじゃないか、官が民を圧迫することではないという御意見があることも確かでございますけれども、私は先ほど先生との意見の交換を拝聴しております、そのことだけではなくて、国民の皆さんの住宅を取得したいという欲望とともに、我々が住宅着工することによって大きな経済効果あるいは景気浮揚に果たしてきた役割というのも私は大変大きなものがあつたと思つておる。

ですから、平成の九年以降の五回の経済対策の中にも、住宅対策ということで、これも増額してきたという点も先ほど御紹介ございました。そのことによって、この住宅金融公庫のあり方だけではなくて、それにもたらされた、国民の皆さん方の住宅を取得することによっての家具の買い替えとか、あるいは冷蔵庫の新規とか、そういうふうな経済効果もかなりございました。

住宅建設の経済効果というものが、生産の誘発効果としては少なくとも住宅投資の一・九倍あつたということも事実でございます。金額にすれば、住宅投資が二十一・八兆円、生産効果というものが四十二・五兆円にも及ぶということも大きな役割。また、耐久消費財の購入等、これは一世帯当たり二百二十六万円ということでございます。

すから、そういう意味で大きな経済効果を持つてきた。

また、私たちは、そういう意味におきましても、皆さんの住宅を取得したいというその欲望を満たしながら、なおかつ中低所得者に対する満足度、そしてそれによって購買効果が上がつてくるといふことを考えますと、民を圧迫してはいけないうことは当然のことでございますけれども、民の場合は、低所得者の人たちの借り入れという割合が、先ほど私が申しました八二％ですけども、民間の住宅ローンの八百万円以下の人の借り入れパーセントは五〇・九％にしかならないのです。皆さんが民間の方が多くなりますのは、一千万を上回る利用者は民間の場合は三二・一％、そして公庫の場合は一千万以上の人は七・六に下がるということでは、まさに中低所得者への福音になつていふふうに私は考えます。

暫定的にとらうと語弊があるかもしれませんが、今までの国民の皆さんに対する公庫の寄与度ということから考えますと、年次的にはもうそろそろ考えなさいいけないという先生の御意見も参考にはさせていただきますながら、これを激変緩和することも私はどうかという感覚を持っておりますので、説明にかえさせていただきます。

○佐々木(秀)委員 私も、いきなりなくせなどということを言っているのじゃないのです。また、大臣おっしゃるように、恐らく榊床委員からの質問でもそういうやりとりがあつたことだろうと思えますけれども、これまで公庫の果たしてきた役割の重さというのを否定するわけでもないのです。そうかといつて甘えてはいけないうことなんだろうと思つておる。

先ほど御紹介しました平成九年九月二十四日の閣議決定の中でも、「政策金融機関は、官民の役割分担を踏まえ、民間金融の補完に徹し、業務の減量化・重点化に努めるとともに、将来にわたる財政負担を含め、財政依存の抑制に努めるものとする。」というように言われていて、特に住宅金融公庫についても四項目にわたつて提言があるわけですね。

けです。

こういうことをもちろん公庫としても十分に認識された上で、今度の改正に当たつての御説明の中でも、民間金融機関との協業といふことが、あわせ貸しというか、そういうことについても配慮をしている、工夫がされているようにも伺つていふのです。特にこのことについて今後どうされたいと思つていふのか、その方策などについて少しお示しいただけますか。

○望月政府参考人 ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどうちの邊見理事が御答弁申し上げたことについて、ちょっと補足させていただきます。

一般会計からの受け入れ、補給金の関係でございます。確かに、十一年度で六千億、その前は五千、四千というふうにいたしておりました。

これは、もう先生はおわかりの上で御質問なさつていらっしゃるから、釈迦に説法というか、失礼かもしれませんが、公庫のいわば放漫経営とかそういうことによるものでは決してないわけであり、率直に言つて、私も財投からお借りしている七十四兆円、お貸ししているお金、これと金利差を補てんするものでございます。

そういった意味で、先ほど申しましたように、数字を言いますと、十一年度でいいますならば、貸付金で入ってくる利息収入が二兆七千で、財投にお返しする利息が三兆一千、これだけでも四千億。

要するに、こういうものを埋めるためのものであるということ踏まえ、言うならば、この数千億というのは、こう言つては大変失礼な言い方かもしれませんが、現実には公庫融資を利用なさる国民の皆さん方に対する税金投入である、こういう側面を持つておると思えます。

そういったことで、一言つけ加えさせていただきます。

先生がお話のように、私も公庫、当然のことながら行政改革の中にあることは十二分に承知いたしております、累次にわたる今までのも

ろもろの改革決定、求められている指摘事項、こういったことについては忠実に努力させていただいているつもりでございます。

とりわけ、今おっしゃったように、民衆との関係、公庫、出過ぎじゃないかという問題等を考えますと、累次にわたる経済対策等で私どもがかなり多目に融資させていただいておるといふ経過の中で、結果として、民衆の圧迫といましようか、民に対する公庫の出過ぎという面も出てくるわけでございまして、そういった意味で今般も思い切った御審議を賜っているのは、ほかでもありませんが、今年度で切れてしまいます特別割り増し融資、これをかなり大幅に減額させていただきながら、同時に、一方で、はじめてマイホームのような人に対しては配慮しようと、かなりきめ細かく努力させていただいているつもりでございます。

なお同時に、公庫融資を減額するという点について、その結果として国民個人個人の方々が融資で難渋を喫しては困るというお声も出てくる可能性があります。そういった意味では、同じく御審議賜っていますように、融資保険制度について、今度、〇〇%補てんするという保険制度を新しくつけ加えさせていただきまして、これなんかもある意味では民と公庫の協調関係というものの具体的に突っ込んでいけるものではないかというふうに考えております。

などなど、私ども、もちろんにわたる改革論議については真剣に取り組ませていただいているつもりでございますし、今後ともその気持ちはいささかも弱いものではありませんというのを申し上げさせていただきます。

○佐々木(泰)委員 もちろん、これまでも御努力なさっていることについては私は否定はしないのです。しかし、こういう論議がある中で、今後一層意を用いて、工夫を凝らして御努力をいただかなければならぬだろうというように要望したいのです。

今の金利の問題は、確かにそうですね。貸し付

けたものに対する金利よりも、財投の方から借りている金利の利率の方が高いのは決まっているわけで、これが減らない。だからそっちの方が高い。この借金返しの金利で苦勞しているというのはいろいろなところの特会で出ているのです。例えば林業がそうでした。国有林野の事業特会、あれもひどかったですね。とうとう三兆を超える借金が膨らんじやった。といっても、そのかなりの部分が借金返しの利息だったわけですね。そういうところはここで解決するわけにはいきません。これは金融財政の面でひとつしつかり議論をしないと、私は、いろいろなところにそういう矛盾が出てきているのだと思うので、これはまたぜひ政府としてもお考えいただかなければならないことではないかと思うのです。そうでないと常にこういう問題、矛盾が露呈をしてくるわけですから。ここではちよつと解決になりませんから、これ以上申し上げません。

そこで、個別の問題に入らせていただいて、先ほど御紹介したように、地元の宅建業関係の方々と話したときに出てきた話なんですけれども、どうも公庫融資のかんりの部分が水増し融資ではないだろうか。

例えば、北海道の場合、公庫融資で、坪単価で建築費が大体七十万円くらいまで見積もられて融資されることになっている。実際には坪単価三十万から四十万でできるものが、そこまでぎりぎり七十万というふうな見積もりを出して、もつともらしくやってくる。どうもその審査が非常にぬるいのじゃないか。

そこの中で、業者との、談合と言ったらなんですけれども、そういうふうなすり合わせみたいなことをやって、そこで水増しされて得たお金を、業者は、その建築のために充てるのではなくて、建物建築のために、材料なんかにきちつと使うのではなくて、見積もりどおり使うのではなくて、そこでもつとコストの安いものを使うとか、あるいは全く別な用途に、自分の自家用車を買うのに利用したり、そういうようなものが割合不良債権

化している。こういうような実態があるということについての苦情を実は聞いてきたのですけれども、こういうことが実際にあるのか。その審査などについてのチェック、このチェック機関がまことにぬるいのではないかとということも言われているのです。

さつき、業務委託のお金、費用ということがありましたね。確かに、公庫の業務については民間の金融機関に委託しているのです。その民間の金融機関の担当者との問題でもあるようなのです。ワンクッション置いているわけでしょう。そういうことと絡んで、今みたいな、言ってみれば、いいかげんなといいますか、脱法行為的なそういうことが行われているのではないか。この辺の実情はどうなっているか。それをチェックするにはどうしているのか。この辺、公庫、どうですか。

○望月政府参考人 公庫の融資を御利用いただいている方々、もう圧倒的多数というか、ほとんどのものは私は適正な申し込みを行っていたらいい、こういう認識をさせていただいておられますが、その一方で、今先生御指摘のようなことがあり得るということも率直に認めざるを得ません。

といいますのは、昨今、非常に販売競争が熾烈な地域というのが間々見られます。こういったところに限りませんが、そういったところなどにおいては、いわゆる値引きだとか、言うなればその結果、今先生おっしゃったような事柄が出てくる素地があるわけでございますが、大幅値引きと実際の融資を申し込む手続の間におきますそこといましようか、こういったことについて、私どもは審査をかなりナールパスにやっているつもりでございます。

どこがどうということとは申し上げさせていただきますのはちよつと控えますけれども、はっきり言います、融資をお断りする案件、あるいはかなりの額を減額する案件、こういったものを個別にチェックさせていただいて、適切に処理している

というのが実情でございます。率直に言って、そういった件数が目につくということは否めないとございまして。

中でも私ども非常に神経を使っていますのは、いわゆる悪質なケースというのがあるのです。言ってしまうと、業者も関与して、公庫手続において、例えば申込書類をいろいろと偽造するとか、所得証明だとか、物によっては、身分を証明するようなものを偽造してみたり、あるいは本当に我々が想像する以上のことをもつととお考えになっている。いろいろな手口みたいなものがあるのですけれども、そういった特に悪質な事案につきましては、私ども、これは関与した業者さんも含めまして、しっかりと対応していこうというところで、公庫融資手続を、一時取り扱いを停止するとか、あるいは物によっては刑事告発、あるいはまた刑事告訴というふうな法的措置に踏み込んでいくというのも全国的には何件かやらせていただいております。

公庫では、従来からこういった不適正な申し込みというものを防止するためには、やはり数千万円、年収の何倍という融資を求める、融資を希望するというお客さんに対しては、まず本人が直接窓口に来ていただくということが絶対欠かせないことだろうということで、この数年は、本人の来店、銀行の窓口、あるいは物によっては公庫の支店に来ていただいて直接審査をするとか、あるいは契約書の原本を確認するとか、さらには、今先生おっしゃいましたけれども、建築費がどうかとかということを考えますと、近傍類似の、いわば類似価額の比較、こういったことはかなり濃密にやらせていただいているつもりでございます。

いずれにしても、おっしゃったようなことが今後余り、ふえるという言い方はおかしいのですけれども、放置されるようでは、これは公庫融資に対する国民の信頼を裏切られる、この根幹に触れるという、非常にこれは大事なことでございまして、私どもゆゆしき問題という認識を常に持ちながら、神経を過敏に張りながら、しっかりと

た審査をさらに強めていきたいと思ひます。

その間においては、当然ながら、おつしやいまして、業務を委託しております銀行の窓口さんの仕事、それから、そこから進達を求めて公庫の方でさらに再審査するというのもやっておりますけれども、この辺の連携も、年々歳々といましようか、毎年毎年、どちらかというと厳しくなる傾向に今ありまして、これがまた、ある意味では公庫が審査が厳し過ぎると言われる御批判もいただいておりますけれども、おつしやるように、そういう問題について何としても適正化しなければいかぬ、こういう思いを役員一同強くしながら、金融機関にもお願いしながら頑張らせていただいている、こんな次第でございます。

○佐々木(秀)委員 まさに総裁がおつしやるように、信頼の問題だろうと私は思うのですよね。まじめにやっている人たちの公庫に対する信頼が失われるようなことになっては、あるいはそれが阻害されるようなことになるのが非常に困る、私はそう思うので、ある意味では、そういうふうに見積もりなんかも不適正にして水増しで融資を得るなどということは、それは債務として残るわけだからそのまま取得してということにはならないにしても、特にそういうようなところほど不良債権化するというようなことを聞くと、これは一種の公金詐取みたいなものですから、こういうことにならないようにして、まじめな方々の御努力に報いるようにしていただきたいものだというところで申し上げているわけです。

ところで、そのために審査が厳しくなるのはある程度はしょうがないとしても、もう一つ、実は公庫融資について使い勝手の悪いところがあるということも言われているのです。

例えば、申請から決定までに時間がかかり過ぎるのではないだろうか。これは、業務委託をしている、それを担当する銀行の担当者がだれだかわからないとか、それがしつこく知らない間にかわるとか、あるいは中古住宅の融資制度については特にそうなのだそうですけれども、なかなか

窓口が、申請があつたその都度審査をしていくというのならないのだけれども、一定の時期が来るまでそれをためておいてからとんとやるものだから、そんなこともあつて、非常に審査がおくられてしまうというような苦情があるのです。

特に私の地元旭川あたりというのは非常に寒いところで、こしはまた雪も多いのですよ。もう随分雪が多くて、そしてこしの一月になつてから、これも例年と比べると異常なのですけれども、一月、明けて間もなくの間に零下二十何度になるなどというもう本当に厳しい寒さ。こういう中では住宅建設もなかなか進みません。確かに昔と違って工法もよくなったものですが、昔は、住宅にしても建物にしてもビルにしても、冬の建築工事などというのほとんど考えられなかつたのですが、今はほとんど進んでいきます。進んではいるけれども、一たん雪が降り出して、吹雪の中などというふうな工事はできつてありません。それから零下二十数度の中でこれまた工事をするなんていうのは怖くて、いろいろな危険が伴いますからできません。

それから一方、中古住宅なんかの売買の場合になりますと、これがまたいろいろな点で建物に支障が出てくるのです。それだけの寒さになると凍るのですよ、凍結してしまうのですよ、水道管が。そういうようなこともあり、いろいろなところに損傷が出てくるのです、雪のために傷むとか。

そういうことを考えますと、建築の方でも、売買の方でも、やはりなるべく冬期間は避けるといううか、冬期間に申請をして、雪が解けたら、着工するとか、売買、動かすとか、非常に時期が大事なのですよ。ところが、審査に手間取つたりしてその時期を外してしまうということになる、そういう苦情が実に多いのですけれども、そうした地域的な事情に配慮するような方策なりということ、公庫の方では考えておられるか。あるいは、そういう業務委託をしている先に、そういうことについてきちんと打ち合わせをしながらやっ

ておられるのか、点検しておられるのか。その辺はどうなつていますか。

○山口政府参考人 公庫融資のお申し込みから融資の決定までに時間がかかり過ぎるのではないかとのお尋ねでございます。それにつきましてお答え申し上げます。

公庫におきましては、先ほどお尋ねもございました、住宅ローンの破綻を未然に防止いたしたために、また住宅の価値を、これも先ほどお話がございました、水増しをするなどの申し込みを未然に防止する、そういった観点から、住宅の取得計画や資金計画などにつきまして、一般的には、申し込みから二週間から三週間程度の期間で審査をいたしているところでございます。これは新築住宅でも中古住宅でも同様でございます。中古住宅については特に長い期間がかかっているというわけではございません。

ただ、中古住宅につきましては、申し込みの際に、必要書類の一つといたしまして、中古住宅調査判定書という書類、これは公庫融資の対象となるかどうかを確認するためのものがございます。この書類を準備していただくという必要がございます。この申し込み前の書類の準備を含めまして考えますと、一部において融資手続に時間がかかっているのじゃないかという印象を招いているのではないかと、こう思われますが、これらの一連の手続は、公庫利用者の方が取得される中古住宅の良質性を確認する、このために必要な手続でございます。まして、何とぞ御理解を賜りたいと申し上げます。

また、銀行の窓口のお話が出ました。窓口の体制でございますが、利用者の方の利便の観点で鋭意努力しておるわけでございますが、例えば受け付け期間の末期になりますと、お申し込みが集中するものでございますから、若干通常の場合よりも時間がかかざるを得ないという実態がございます。これについても御理解いただきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、公庫といたしまして

は、今後とも、融資審査の適正を期する一方で、全体といたしましては、公庫利用者の利便性の観点から審査の効率化に努めてまいりたい、その思う所存でございます。

また、御指摘のございました北海道の工事の制約、こういったことへの対策でございますが、御指摘のとおり、冬場、雪で基礎工事に支障が出てまいります。その前の秋の受け付けにおいてでございますが、業界等の要望も踏まえまして、設計審査の事前受け付けなど、そういった措置を講じておりまして、今後ともそういう実情に即しまして対処してまいりたいと思つております。

○佐々木(秀)委員 いずれにしても、使い勝手が悪いと言われぬように、それと、そういう地域の特性というの十分考慮してやっていたかどうか。また、業務委託を受けている銀行の担当者などが、これは公庫の業務であつて、それをゆだねられているんだ、自分本来の業務じゃないやなというふうになつたら困るんですね。ですから、その点はちゃんと督促していただかないと困るんですよ、ちゃんと経費払っているんだから、委託経費を、委託料を、それをぜひお願いしたいと思ひます。

それからもう一点、これは手短にお答えください。中古住宅の売買の場合に、これも融資が出ますね。これは銀行間だと同時決済の方式、つまり売り手も融資を受ける、買い手も受ける、そうすると、担保に入っている、それを決済の中で担保を外してこつこへ登記を移すというふうなことをやっているのに、公庫はどうもそれを認めてくれないという苦情があるんですよ。売り手も買い手も公庫から融資を受けて、それで同じ建物について、同じ住宅について決済しようとする、それなのに同時決済は認めない、まずその担保を外してそつちを解決してこいというふうなことを言われた向きがあるというので、これはどうなんですか。そんなことをやっているというふうなことはあるんですか。簡単に答えてください。

○山口政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の同時決済処理、その方式についてでございますが、窓口の受託金融機関との合意のもとに実行できますように、公庫といたしましては手続を設けているところでございます。

ただ、この処理方式でございますが、これを行いますのには、売り主、買い主、そして売り主、買い主双方の仲介業者さん、それからさらには双方の金融機関並びに司法書士、こういった方が一堂に会しまして、もろもろの手続を集中して行うということになります。そのために半日程度の時間を要するということになっております。そういう関係当事者の諸事情によって限定的に利用されているというのが実態でございます。今後とも実効が上がるように、周知に努めてまいりたいと思っております。

○佐々木(秀)委員 やらせないということではないということですね。

○山口政府参考人 そうでございます。○佐々木(秀)委員 その辺、苦情があるんですね。ですから、そういうことを全然制度的に認めないということなら別だけれども、そういうことは全然ありませんよというんだったら、何が支障になっているのか、それをひとつ十分に検討してください。同時決済が一番早いんだから、それがそういう不動産の流動化も促進することになるんですから。阻害要因になるはずがないんです。ぜひこれを進めるようにやってください。

時間がだんだんなくなりました。シックハウスの問題で若干お尋ねをしたいと思っておりますけれども、シックハウスの問題については、これはもう時間がありませんから詳しく申し上げません。大臣初めとして皆さんおわかりのことです。

これに対する対策、非常に重要視されてきましたね。それで、公庫でも、昨年からですか、このシックハウス症状対策のためにということで、換気扇に対する融資枠の拡大、五十万でしたか、でも、こんなものでは私はとても足りないと思うんです。シックハウスの原因というのはまだまだわかり

ません。その症状についてもまだいろいろ議論があるところだけれども、しかし、残念ながら、人間というのは困ったもので、憲法の二十五条には、社会的で健康で文化的な生活をする権利はあるというように書いてあるんだけれども、一方で、文化性を求めるとだんだん健康を害することになっていくんですね。大臣。そのあらわれだと思っております。まことに悲しいことに。しかし、これを見越しておくわけにはいかない。

そこで、政府としても連絡協議会をつくっていくようにですね。これは国土交通省あるいは厚生労働省、それぞれどんな対策を考えておられるのか。住宅局長かな。

○三沢政府参考人 シックハウス問題は大変重要な問題でございます。このため、私も国土交通省におきましては、今までも、例えば、一つは、生産者向けのいろいろなガイドラインとか、それから消費者向けのマニュアルとか、それから、公共工事の仕様書においては、そういうものが出ないようになりつつと選定基準を明記するとか、それから、昨年の十月からいよいよ本格的に施行を始めております住宅性能表示制度におきまして、化学物質の放散量に応じた内装材の等級表示をするというふうなことも始めております。そのほか、相談体制の充実であるとか、先生、五十万じやどうしようもないと言われましたけれども、公庫の割り増し等も今までやってきたところでございます。

現在、連絡会議の中でも関係省庁と連絡しながら対策を進めることとしておりますけれども、全国の住宅約五千万戸くらいにおきまして、一つは、化学物質濃度の実態調査をやるかというふうにしております。それからもう一つは、平成十二年度の公共事業等予備費の中で三億円というものを確保いたしまして、いわゆる化学物質濃度の高い住宅を効果的に改修する技術の開発調査ということも始めております。

さらに、これからの話といたしましては、住宅性能表示制度において、もっと化学物質濃度その

ものを何か表示するような方式があるのかないのかということとか、それからさらに進んで、建築基準法の中でそういう建材とか換気設備の基準のあり方を扱えないかというようなことも含めて検討を始めていますところでございますので、今後とも、関係省庁と連携しながら、しっかりとやっていきたいと思っております。

○佐々木(秀)委員 実は、厚生労働省にも、健康局長に来ていただいているんですけれども、時間がなくなりましたけれども、それじゃ一言だけお願いしようか。

○篠崎政府参考人 厚生労働省といたしましては、病態の解明、診断法、治療法などの確立に向けた調査研究、そしてシックハウスに関する普及啓発及び相談体制の充実などの施策を推進してまいりたいと考えております。

○佐々木(秀)委員 済みません、ありがとうございます。

では、時間がもうなくなりましたけれども、御紹介をさせていただきたいと思っておりますが、実は、私の地元旭川で、産学官で共同いたしました、このシックハウス問題に対するセミナー、これは、旭川の市長もパネラーとして入りまして、そういう中から生まれたことなんです。産学官の共同研究で、化学物質過敏症研究住宅というものをつくってみていられるんですね。これは、北海道の材を使って、それから有害農薬なども全く使っていないでやっている牧場があるんですね。けれども、その牧場の中に研究住宅というのを建てて、ここでシックハウス病にかかっている患者さんに試験的に共同生活をしていただく。そして、これをデータにとつて、どれだけ効果があるかというのをやっていく。旭川は大変空気がいいし環境もいいものですから、ぜひ、そういう保養基地、保養施設をどんどんつくっていただくということにしたいのじゃないかな。そのことについて、また行政機関も、あるいはそういう意味での住宅建設についても、また公庫として果たしていただく役割もあるのではないかな、こんなふう

にも思っておりますので、そのことを御紹介し、そういうことについての御援助をぜひお願いしたいということも申し上げたいと思います。

この法改正についても質問を予定しておりますけれども、恐らく同僚委員からの御質問もあつたらうと思います。時間が参りましたので、私の質問は一応ここで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○赤松委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○赤松委員長 まず、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案について議事を進めます。これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。前原誠司君。

○前原委員 民主党を代表して、ただいま議題となりました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案につきまして、反対の立場から討論をいたします。

反対の第一の理由は、住宅金融公庫の業務が民間金融機関を著しく圧迫している事実が存在しているにもかかわらず、それに対して抜本的な対策がとられていないことである。

民間金融機関の間には、貸し倒れ懸念の少ない個人向けローン分野に対する要望が高く、住宅金融公庫が大規模な直接融資を行っていることに對して批判の声が上がっております。住宅金融公庫のような公的主体が住宅ローンについて大規模な直接融資を行う例は、諸外国を見ても余り例は少なく、民間金融市場の発展の観点から、この点は早急に改善すべきであります。

第二の理由は、住宅金融公庫の行うローン融資の業務範囲が際限なく広がるおそれのあることである。

住宅金融公庫法第一条では、「銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること」としており、業務範囲を政策的に限定する旨を規定しています。しかし、融資対象者

に所得制限を設けていないなど、幅広い融資業務を行っている実態は周知のとおりであります。今後は、民間金融機関から融資を受けることが困難であるものに対してのみ融資を行うなど、業務の範囲を特化していくべきであります。

第三の理由は、特殊法人改革に対する政府の意気込みが、本案件からはほとんど感じることができない点であります。

住宅金融公庫を初めとする特殊法人については、昨年末に閣議決定された行政改革大綱において、廃止、整理合理化、民営化などの措置を講ずるとされており、すべての特殊法人についてゼロベースから見直すという方針が明らかにされています。住宅金融公庫についても、この観点から、業務範囲の縮小、整理合理化を推進するべきであります。本案件の内容では全く不十分であります。

以上三つの理由から、本案件には反対する旨をここに表明し、討論を終わります。(拍手)

○赤松委員長 これにて討論は終局いたしました。

○赤松委員長 これより採決に入ります。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○赤松委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○赤松委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、赤城徳彦君外五名より、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、保守党、21世紀クラブの六党派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。榊床伸二君。

○榊床委員 ただいま議題となりました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

議案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、保守党及び21世紀クラブを代表して、その趣旨を御説明申し上げます。案文はお手元に配付してありますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において委員各位におかれましては十分御承知のところでありますので、この際、案文の朗読をもって趣旨の説明にかえます。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 行政改革大綱(平成十二年十二月一日閣議決定)の趣旨を踏まえ、住宅金融公庫の業務について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた整理・合理化に努めること。

二 住宅金融公庫の融資については、障害者、高齢者等社会的弱者の居住の安定、シックハウス問題への対応等、政策誘導機能を重視したものとしよう努めること。

三 死亡時一括償還融資については、利用者が高齢者であることに十分配慮し、適確な理解の上で利用されるよう関係者の指導、制度の周知等に努めること。

以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○赤松委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○赤松委員長 起立多数。よって、赤城徳彦君外五名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣扇千景君。

○扇千景大臣 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案につきまして、本委員会におきましては熱心な御討議を賜りました。ただいま可決されましたことに深く御礼を申し上げます。今後は、審議中におかれましては委員各位の御高見、あるいはいただいた附帯決議におきまして提起された、住宅金融公庫の業務のあり方、あるいは政策誘導機能の重視、死亡時一括償還融資についての指導、制度の周知等の課題につきましては、その趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じております。

ここに、委員長初め委員各位の御協力に對しまして深く御礼を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○赤松委員長 次に、高齢者の居住の安定確保に関する法律案について議事を進めます。

これより討論に入りますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

高齢者の居住の安定確保に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○赤松委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○赤松委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、赤城徳彦君外五名より、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、保守党、21世紀クラブの六党派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。河上覃雄君。

○河上委員 ただいま議題となりました高齢者の居住の安定確保に関する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、保守党及び21世紀クラブを代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において委員各位におかれましては十分御承知のところでありますので、この際、案文の朗読をもって趣旨の説明にかえることといたします。

高齢者の居住の安定確保に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、特殊法人等への事務・事業の委託(特殊法人等の業務の追加)等については、行政改革大綱(平成十二年十二月一日閣議決定)の趣旨を踏まえ、真に必要なものに限定するとともに、その実施に当たっては透明性の確保と業務運営の効率化に努めることと。

以上でございます。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○赤松委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○赤松委員長 起立多数。よって、赤城徳彦君外五名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣扇千景君。

○扇千景大臣 高齢者の居住の安定確保に関する法律案につきましては、本委員会におかれましては熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって可決されましたことを深く御礼申し上げます。

今後、審議中におかれましては委員各位の御高見、あるいはいただいた附帯決議において提起されました特殊法人等の事務事業などの課題につきましては、その趣旨を十分に尊重してまいれる所存でございます。

ここに、委員長を初め委員各位の皆様方の御協

力に対しても深く感謝申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○赤松委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました阿法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○赤松委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○赤松委員長 次回は、来る二十一日水曜日午後二時五十分理事会、午後三時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十分散会